

取扱注意
令和2年4月改訂

栄典事務の手引

法務省大臣官房人事課

はしがき

勲章の制度は、明治8年4月に「勲等賞牌及ヒ従軍牌制定ノ件」という太政官布告で定められて以来、天皇の大権事項となっていましたが、現在では、内閣の助言と承認のもとに行われる天皇の国事行為となり天皇の御名によって国から授けられるようになりました。

その後、平成15年5月20日の閣議決定により、勲章の授与基準が改定されました。

これは、栄典制度の簡素化を図るもので、新基準に基づいた叙勲は平成15年の秋から開始されました。改定された新たな栄典制度は、官民不均衡との批判があった受章者の官偏重是正を図ることを主な目的とし、具体的には、これまでの閣僚や業界団体の代表などに加え、国際的に評価を得た企業経営者らも叙勲対象に加えたり、男女による区別も原則的に無くしています。また、これまで19段階あった勲章を9段階に簡素化し、「勲一等旭日大綬章」などの数字による等級表記を廃止しました。更に、人目につきにくい分野、他分野で幅広く活躍した叙勲の候補者について、国民から推薦を受け付けることが可能となりました。

栄典事務は、「栄典事務の手引」のとおり、定められた期間内に手続を完了する必要があり、担当者の日々のご苦労は大変なものと思われます。

しかし、受章者にとっては、これまでの労苦を称えていただける一生に一度の叙位・叙勲・褒章の機会であるため、手続の遅延や遺漏によって、その機会を失うことのないように、事務を進めていただきますよう、執務の参考として「栄典事務の手引」を活用願えれば幸いです。

なお、「栄典事務の手引」に関し、不明な点や改善要望等がありましたら、管区機関等の栄典事務担当者を通じて、法務省大臣官房人事課栄典係宛てに連絡願います。

令和2年4月

法務省大臣官房人事課

第1 叙勲	
1 意義	-----1
2 沿革	-----1
3 勲章の種類	-----3
4 春秋叙勲	-----4
5 外国人叙勲	-----7
6 危険業務従事者叙勲	-----8
7 再叙勲	-----9
8 高齢者叙勲	-----10
9 死亡叙勲	-----11
10 緊急叙勲	-----12
11 賜杯	-----13
12 褒章受章者（紅綬、紺綬褒章を除く。）の叙勲について	-----14
13 年数の計算	-----15
14 上申手続	-----19
15 勲章の伝達	-----27
(参考資料)	
別表1 摂叙目安表	-----28
別表2 叙勲基準と等級格付けの変遷について	-----29
別表3 民間功労者に対する勲章摂叙基準	-----30
別表4 他省庁の叙勲等の対象となる公職等一覧	-----36
様式1 栄典関係協議書	-----39
様式2 功績調書（官歴者用）	-----40
様式2-2 功績調書（民間人（司法書士・土地家屋調査士）用）	-----41
様式2-3 功績調書（民間人（司法書士・土地家屋調査士を除く）用）	-----42
様式3 履歴書（官歴者用）	-----43
様式3-2 履歴書（民間人用）	-----45
様式4 刑罰等調書	-----47
様式5 勲章審査票（官歴者用）	-----48
様式5-2 勲章審査票（民間人用）	-----49
第2 叙位	
1 意義	-----50
2 沿革	-----50
3 基準	-----50
4 欠格事由	-----54
5 上申手続及び位記の伝達	-----54
(参考資料)	
別表1 叙位進階表	-----55
別表2 民間功労者の叙位基準	-----56

様式 1 叙位審査票（官歴者用）	-----	57
様式 2 叙位審査票（民間人用）	-----	58
 第 3 褒章・遺族追賞		
1 意義 -----		59
2 褒章の歴史・概要 -----		59
3 推薦基準 -----		59
4 上申手続 -----		60
5 遺族追賞 -----		62
(参考資料)		
別表 褒章推薦基準 -----		64
様式 褒章審査票 -----		65
 第 4 栄典を授与することが不適当な者	-----	66
 第 5 内示・発令の際の留意事項	-----	69
1 受諾意向の確認 -----		69
2 辞退者 -----		69
3 秘密保持 -----		69
4 個人情報の公表 -----		69
 第 6 勲章、勲記等を紛失した場合の取扱い	-----	75
 第 7 審査票の記載要領	-----	77
(参考資料)		
【審査票 A 記入例】 -----		81
【審査票 B 記入例】 -----		82
【審査票 C 共通事項記入例】 -----		83
【審査票 C 叙勲記入例】 -----		84
【審査票 C 叙位（高等官）記入例】 -----		85
【審査票 C 叙位（判任官）記入例】 -----		86
【審査票 D 共通事項記入例】 -----		87
【審査票 D 叙勲記入例】 -----		88
【審査票 E 記入例】 -----		89
 附録 勲章・褒章受章者のしおり		

第1 叙勲

1 意 義

叙勲は、国家又は公共に対し功労のある者を顕彰するための制度であり、その種類は大勲位と大綬章から単光章までの9段階がある。

2 沿革

西洋では、11世紀十字軍時代に発生した宗教騎士団がその結社員の標章として黒衣の胸間に着用していた白布製の八陵の十字架がその起源であるとされている。一方、我が国では、慶応3年（1867年）パリで第5回万国博覧会が開催された際、これに参列した薩摩藩がフランス皇帝を始め政府の要人に贈与した「薩摩琉球国勲章」が最初の勲章であるといわれており、その後における勲章制定の経緯については次のとおりである。

- 明治 8年4月・ 勲等賞牌及び従軍牌（勲一等旭日大綬章以下勲八等白色桐葉章に至る旭日章）制定の件を公布
- 明治 9年11月・ 賞牌は勲章に、従軍牌は従軍記章と改称
・ 勲一等の上級として大勲位を制定（菊花大綬章及び同副章を制定）
- 明治 21年 · 宝冠章を制定（5等級の宝冠章を制定）
· 瑞宝章（勲一等から勲八等まで）を制定
· 旭日大綬章として勲一等旭日桐花大綬章を制定
· 大勲位菊花章頸飾（大勲位に叙せられた者のうち特別に賜うもの）を制定
- 明治 23年2月・ 金鷄勲章を制定（武功抜群の者に授与されるもので功一級から功七級に至る7等級があったが、日本国憲法施行と同時に廃止された。）
- 昭和 12年2月・ 文化勲章（文化の発達に関し勲績卓絶な者に授与されるもの）を制定
- 昭和 21年5月・ 「官吏任用叙級令施行に伴う官吏に対する叙位及び叙勲並びに貴族院及び衆議院の議長、副議長、議員又は市町村長及び市町村助役に対する叙勲の取扱に関する件」（閣議決定）により、官吏等に対する叙位・叙勲は、新憲法が制定され栄典制度の確立をみるまで外国人に対する叙勲及び文化勲章並びに褒章を除いて生存者に対する叙勲は一時停止
- 昭和 28年9月・ 「生存者に対する叙勲の取扱に関する件」（閣議決定）により、生存者であって緊急に叙勲することを要するものについて、一部再開
- 昭和 38年7月・ 「生存者叙勲の開始について」（閣議決定）により、生存者叙勲の全面復活
- 昭和 39年4月・ 「叙勲基準」（閣議決定）により、生存者叙勲第1回発令、以来毎年、春は4月29日に、秋は11月3日にそれぞれ発令
- 昭和 48年5月・ 「高齢者に対する叙勲および賜杯について」（総理決裁）により

高齢者叙勲を開始

- 昭和 53 年 6 月・ 「勲章及び文化勲章各受章者の選考手続きについて」(閣議了解) を制定し手続等を整備
- 平成 14 年 8 月・ 「栄典制度の改革について」(閣議決定) により、栄典制度改革についての政府方針を決定
- 平成 15 年 5 月・ 「勲章の授与基準」(閣議決定)
- ・ 19 段階ある勲章を 9 段階に改め、数字による等級表示を廃止するとともに、旭日章と瑞宝章を同格・異種の勲章として分類
 - ・ 危険業務従事者叙勲の新設
- 平成 15 年 11 月・ 新栄典制度開始

3 動章の種類

種類	授与対象
だいくん いきっかしょう 大勲位菊花章	旭日大綬章又は瑞宝大綬章を授与されるべき功労より優れた功労のある者
けいしょく 大勲位菊花章頸飾	
だいじゅしょう 大勲位菊花大綬章	
とうか だいじゅしょう 桐花大綬章	
きく じつ しゅう 旭日章	すい ほう しゅう 瑞宝章
功績の内容に着目し、顕著な功績を挙げた者	公務等に長年にわたり従事し、成績を挙げた者
だいじゅしょう 旭日大綬章	国家又は公共に対し功労のある者
じめこうしゅう 旭日重光章	瑞宝大綬章
ちゆうじゅしょう 旭日中綬章	瑞宝重光章
じゆじゅしょう 旭日小綬章	瑞宝中綬章
そうこうしゅう 旭日双光章	瑞宝小綬章
たんこうしゅう 旭日单光章	瑞宝双光章
瑞宝单光章	
ほんかくんしゅう 文化勲章	文化の発達に関し特に顕著な功績のある者
	ほうかんしゅう 宝冠章
	外国人に対する儀礼叙勲等特別な場合に限り運用
	宝冠大綬章
	ぼたんしゅう 宝冠牡丹章
	しろちょうしゅう 宝冠白蝶章
	とうかじゅう 宝冠藤花章
	きょうようしゅう 宝冠杏葉章
	はこうじゅう 宝冠波光章

※ 賜杯：功労を表彰する方法として勲章に叙するよりも賜杯（銀・木）によることがふさわしい場合に授与される。

4 春秋叙勲

(1) 概要

昭和38年7月12日閣議決定「生存者叙勲の開始について」に基づく生存者に対する叙勲として、同39年4月29日に第1回が発令され、以来、春は4月29日に、秋は11月3日に発令されている。

国家又は公共に対し功労のある者を対象としている（前記閣議決定及び「春秋叙勲候補者推薦要綱」平成15年5月16日内閣総理大臣決定）。

なお、春秋叙勲は日本国憲法の下における栄典であるという性格に鑑み、その功労となる活動が日本国憲法施行の日前で終わっている者については春秋叙勲の対象としないこととされ、また、日本国憲法下における功労となる活動が10年末満の者については運用上叙勲の対象としないこととされている（よって、昭和32年5月2日以前の退職者は対象とされない。）。

(2) 推薦年齢

原則、70歳以上の者（いわゆる「I類」）とされている。

危険な職域や人目につきにくい分野等で永年業務に従事し、国家又は公共に対し功労のあった以下のようないわゆる「II類」については、特例として、55歳以上を対象とすることができるよう緩和されている。

ア 精神的又は肉体的に著しく労苦の多い環境において業務に精励した者（
██████████）。

イ 人目につかない分野にあって多年にわたり業務に精励した者（
██████████）。

(3) 推荐基準

【I類】

現在、法務省におけるI類の叙勲対象者は、以下の要件を満たす法務省官歴者及び民間功労者の司法書士、土地家屋調査士、保護司、篤志面接委員、教誨師、人権擁護委員である。

なお、以下の要件は春秋叙勲候補者としての基礎的な基準であり、
██████████ 候補者数が年々増加しているため、
██████████ 更に候補者を厳選して推薦せざるを得ない状況にある。

ア 官歴者（██████████）

██████████

(ア) ██████████

██████████

(イ) ██████████

██████████

(ウ) ██████████

██████████

イ 民間功労者

(ア) [REDACTED] が擬叙される者

民間功労者の擬叙基準については、

それぞれ個別に定めている（別表3「民間功労者に対する勲章擬叙基準」参照）。

【Ⅱ類】

現在、法務省におけるII類の叙勲対象者は、法務省官歴者のうち、

であり、宝单光章が擬叙される。

なお、[REDACTED] I類と同様にあくまで基礎的な基準であり、

更に候補者を厳選して推薦することとなる。

1

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

5 外国人叙勲

(1) 儀礼叙勲

国賓等として来日した外国人や離任する駐日外交官等に対して発令される儀礼的色彩の強い叙勲

(2) 功績叙勲

我が国との友好の増進等について顕著な功績を挙げた外国人（日系外国人を含む。）に対して発令される叙勲として、昭和56年秋から春秋叙勲と時期を併せて定期的に実施されている（「春秋外国人叙勲候補者推薦要綱」平成15年5月16日内閣総理大臣決定）。

候補者の推薦に当たっては、外務省が各省からの推薦を取りまとめ、外務大臣が内閣総理大臣に一括して推薦している。

なお、功績叙勲の推薦年齢及び対象範囲は以下のとおりである。

ア 推薦年齢

おおむね50歳以上

イ 対象範囲

(ア) 学術・教育関係

日本人学者・研究者の指導育成、日本人子弟の教育、日本の学術・文化の研究及び海外紹介、海外の学術・文化の対日紹介を通じ我が国の学界・教育界の進歩発展のため功績顕著な者

(イ) 医療・社会福祉等関係

保健衛生の向上、児童福祉事業の援護、養護事業の援護、海外の在留邦人・日本人に対する社会福祉事業の援護等で我が国の医療、社会福祉事業に貢献し、功績顕著な者

(ウ) 実業界関係

輸出入の振興、金融事業等を通じた産業経済の振興、製造業等各分野における生産技術の向上、鉱物資源の開発等に尽力し、我が国の産業経済の発展に功績顕著な者

(エ) 文化・スポーツ関係

日本文化の普及及び紹介、文化・スポーツの交流、友好親善団体の活動等を通じて彼我両国の友好親善の増進等に功績顕著な者

(オ) その他

以上の分野以外の面で彼我両国の友好親善関係の増進等に功績顕著な者

6 危険業務従事者叙勲

(1) 概要

著しく危険性の高い業務に精励し、国家又は公共に対する功労のある者に対する叙勲で、春秋叙勲と同日に発令される。危険業務従事者叙勲は、これら業務分野の対象者が日夜緊張感を持って危険性の高い業務に精励していることから、その励みとする意味において、春秋叙勲とは別の種類として早めに受章の機会を与えるために設けられたものである（「危険業務従事者叙勲受章者の選考手続について」平成15年5月20日閣議了解）。

(2) 推薦年齢

55歳以上

(3) 推薦基準 ()

現在、法務省における危険業務従事者叙勲の対象者は、
[REDACTED]
[REDACTED] 刑務官及び入国警備官であり、
[REDACTED] 摂叙基準については、それぞれ個別に定め
ている（本手引への掲載は省略）。
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

7 再叙勲

昭和39年以降の春秋叙勲により勲章等を既に受章している者については、その後抜群の功績を挙げ、かつ、先に勲章等を受章した後の経過年数が原則として7年以上ある者に限り、再度、勲章の授与を検討することができるものとされている。

再叙勲の対象者は、現在、原則として抜群の功績のあった者であって、かつ、中綬章以上に擬叙される者としている。ただし、小綬章以下に擬叙される者であっても、先の叙勲後、経過年数が7年以上あり、かつ、年齢80歳以上の者で前回の勲章の授与後、上級の職につき、顕著な功績を挙げた者などについては例外的に検討の対象にするとできるとされている。

8 高齢者叙勲

(1) 概要

春秋叙勲によっていまだ叙勲されていない功労者のうち、満88歳に達した者について、春秋叙勲とは別に叙勲することとしている。その趣旨は、春秋叙勲の対象となる功労を有しながら叙勲枠等の事情からいまだ叙勲されていない功労者のうち、年齢が満88歳に達した者に対して叙勲される制度であり、また、88歳はいわゆる「米寿」であることから、それを祝福するという意味も込めて行われている（「高齢者に対する叙勲及び賜杯について」昭和48年5月10日内閣総理大臣決裁）。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

高齢者叙勲は、原則として毎月末の閣議に付し、翌月1日付けをもって発令することとし、発令日（1日）までに満88歳となる者を対象としている。

なお、上申手続の詳細については後掲の「14(2) 高齢者叙勲の上申手続について」を参照。

(2) 推薦基準 ([REDACTED])

【春秋叙勲対象者】

ア 官歴者 ([REDACTED])

[REDACTED]

(ア)

(イ)

(ウ)

イ 民間功労者

(ア)

擬叙基準については、 [REDACTED] それ
ぞれ個別に定めている（別表3「民間功労者に対する勳章擬叙基準」参照）。

なお、他功績を有する者に関する事項については、春秋叙勲に準ずる。

【危険業務従事者叙勲対象者】

刑務官、入国警備官のうち、 [REDACTED]

[REDACTED]

9 死亡叙勲

(1) 概要

国家又は公共に対し功労のあった者が死亡した場合に春秋叙勲とは別に隨時に発令され、春秋叙勲のような特に年齢の制限はない（発令は死亡日付け）。

死亡叙勲の手続については、特に、死亡日から30日以内に閣議決定、上奏、裁可の手續を完了させるよう制限が課せられているので、関係者と連絡を密にし、速やかに書類を作成して提出する必要がある。

（上申手續の詳細については後掲の「14(3) 叙位・死亡叙勲上申手續について」を参照）

(2) 推薦基準

【I類】

ア 官歴者 ([REDACTED])

[REDACTED]

(ア) [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(イ) [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

イ 民間功労者

(ア) [REDACTED]

擬叙基準については、[REDACTED] それ

ぞれ個別に定めている（別表3「民間功労者に対する勲章擬叙基準」参照）。

なお、他功績を有する者に関する事項については、春秋叙勲に準ずる。

(イ) 春秋叙勲に上申中であった者

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

【II類及び危険業務従事者】

[REDACTED]

[REDACTED]

10 緊急叙勲

(1) 概要

緊急叙勲は、風水害、震火災その他非常災害に際し、身命の危険を冒して、被害の最大防止救援等に努め、顕著な功績を挙げた者、その他特に顕著な功績を挙げて、緊急に勲章を授与することが必要な者等を対象としている（「勲章の授与基準」平成15年5月20日閣議決定）。

(2) 対象範囲

- ア 風水害、震火災その他非常災害に際し、身命の危険を冒して、被害の拡大防止、救援又は復旧に努め、顕著な功績を挙げた者
 - イ 身命の危難を冒して、現行犯人の逮捕等犯罪の予防又は鎮圧に顕著な功績を挙げた者
 - ウ 生命の危険を伴う公共の業務に従事し、その職に殉じた者
 - エ その他特に顕著な功績を挙げて、緊急に勲章を授与すること必要とする者
-

11 賜杯

勲章に代えて杯が授与されるのは、次の場合である。

- (1) 勲章を授与するよりも杯を授与することがふさわしいと認められる場合（ノーベル賞受賞者、高位の僧侶等）。

- (2) [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

12 褒章受章者（紅綬、紺綬褒章を除く。）の叙勲について

叙勲は功労を総合的に評価するのに対し、褒章は褒章条例に定める特定の分野の功労があれば足りるため、褒章受章者が叙勲年齢に達した場合において、更に叙勲候補者となることが一般的に生じ得る。しかしながら、短期間に同一人に褒章と勲章が重ねて授与されることは、勲章も褒章も同じ国家の栄典であること及び叙勲候補者が多数存在していることから好ましくないため、褒章受章後5年以上経過しなければ勲章の対象としないこととされている（ただし、死亡叙勲の場合は5年を要しない。）。

本来、叙勲基準を満たす者（[REDACTED]）を褒章候補者とするのは、褒章制度の趣旨から逸脱するため、叙勲候補者とする。

なお、[REDACTED]
[REDACTED]、褒章上申時の候補者選考において慎重な検討を必要とする。

また、[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

13 年数の計算

(1) 算入・除算経歴

【公務員】

[民間功労者]

当省における民間功労者は、司法書士、土地家屋調査士、教諭師、篤志面接委員、保護司及び人権擁護委員であるが、

(2) 計算方法

叙勲・褒章において期間を計算する場合は、半月を単位として計算する。

始期が1日～15日の場合は当月0、16日～末日は、当月半となる。

終期が1日～15日の場合は当月半、16日～末日は、翌月0となる。

[例1] 半月の考え方

始期の場合

自 平15. 1. 1～15 → 平15. 1. 0

自 平15. 1. 16～31 → 平15. 1. 半

終期の場合

至 平15. 1. 1～15 → 平15. 1. 半

至 平15. 1. 16～31 → 平15. 2. 0

[例2] 単一の期間の計算

① 自 平15. 1. 4 (平15. 1. 0) } 在職期間は2年0月0 (2. 0. 0)
至 平16. 12. 18 (平17. 1. 0)

② 自 平15. 1. 15 (平15. 1. 0) } 在職期間は2年0月半 (2. 0. 半)
至 平17. 1. 1 (平17. 1. 半)

※ ①②共に実際の期間は、2年に満たないものの、叙勲・褒章における期間計算によると太字の期間となる。

特に②のように終期月が1日であっても半月として計算するものであり、実務でも1日付け退職等の事案は多数あるので留意すること。

[例3] (連続した期間の計算)

- ① 自 平15. 4. 1 (平15. 4. 0) } ア (0. 2. 0) }
至 平15. 5. 31 (平15. 6. 0) } (0. 4. 0)
自 平15. 6. 1 (平15. 6. 0) } イ (0. 2. 0) }
至 平15. 7. 31 (平15. 8. 0) }

※ 連続する職の終期と始期が、半月計算の区切りとなる末日と1日、15日と16日となる場合は、それぞれ単に半月ごとの計算となる。

上記以外の場合の期間の計算方法は以下のとおりとなる。

- ② 自 平15. 4. 1 (平15. 4. 0) } ア (0. 2. 0)
至 平15. 5. 25 (平15. 6. 0) }
自 平15. 5. 26 (平15. 5. 半) } イ (0. 2. 半)
至 平15. 7. 31 (平15. 8. 0) }

※ 単純にアとイを合算すると(0. 4. 半)となるが、連続した期間の最初(平15. 4. 0)と最後(平15. 8. 0)により計算すると(0. 4. 0)となる。これはアの終期とイの始期の重複する部分をそれぞれ期間に通算しているためである。

このような場合には、次のとおり、原則としてアの終期を(平15. 5. 半)と調整し、アの期間は(0. 1. 半)となり、イと合算して(0. 4. 0)となる。

- 自 平15. 4. 1 (平15. 4. 0) } ア (0. 1. 半) }
至 平15. 5. 25 (平15. 5. 半) } (0. 4. 0)
自 平15. 5. 26 (平15. 5. 半) } イ (0. 2. 半) }
至 平15. 7. 31 (平15. 8. 0) }

- ③ 自 平15. 4. 1 (平15. 4. 0) } ア (0. 1. 半)
至 平15. 5. 5 (平15. 5. 半) }
自 平15. 5. 6 (平15. 5. 0) } イ (0. 3. 0)
至 平15. 7. 31 (平15. 8. 0) }

※ 前記②と同様の考え方により調整して次のとおりとなる。

- 自 平15. 4. 1 (平15. 4. 0) } ア (0. 1. 0) }
至 平15. 5. 5 (平15. 5. 0) } (0. 4. 0)
自 平15. 5. 6 (平15. 5. 0) } イ (0. 3. 0) }
至 平15. 7. 31 (平15. 8. 0) }

④ 自 平15. 4. 1 (平15. 4. 0) } ア (0. 0. 半)
至 平15. 4. 7 (平15. 4. 半) }
自 平15. 4. 8 (平15. 4. 0) } イ (0. 4. 0)
至 平15. 7. 31 (平15. 8. 0) }

※ 半月内に2回の異動があった場合は、①②の考え方によるとアの終期を（平15. 4. 0）としてアの期間は（0. 0. 0）となるため、このような場合に限り、イの始期を（平15. 4. 半）と調整して次のとおりとなる。

自 平15. 4. 1 (平15. 4. 0) } ア (0. 0. 半) }
至 平15. 4. 7 (平15. 4. 半) } (0. 4. 0) }
自 平15. 4. 8 (平15. 4. 半) } イ (0. 3. 半) }
至 平15. 7. 31 (平15. 8. 0) }

[例4]

自 平15. 4. 1 (平15. 4. 0) } ア (0. 1. 半)
至 平15. 5. 7 (平15. 5. 半) }
自 平15. 5. 8 (平15. 5. 0) } []
至 平15. 7. 22 (平15. 8. 0) }
自 平15. 7. 23 (平15. 7. 半) } イ (0. 1. 半)
至 平15. 8. 31 (平15. 9. 0) }

※ 連続した期間の中に[]による除算を含む場合は、有利となるように計算することとし、終期、始期については調整する必要はない。

自 平15. 4. 1 (平15. 4. 0) } ア (0. 1. 半)
至 平15. 5. 7 (平15. 5. 半) }
自 平15. 5. 8 (平15. 5. 半) } []
至 平15. 7. 22 (平15. 7. 半) }
自 平15. 7. 23 (平15. 7. 半) } イ (0. 1. 半)
至 平15. 8. 31 (平15. 9. 0) }

14 上申手続

(1) 春秋叙勲及び危険業務従事者叙勲の必要書類及び人事課提出部数

文 書 名	提出部数
審 査 票	2 部
功 績 調 書	2 部
履 歴 書	2 部
刑罰等調書	2 部
戸籍抄本	2 部

(注) 上記以外の必要書類及び必要書類作成に当たっての留意事項については、
その都度法務省大臣官房人事課や管区機関等から指示される。

審査票、履歴書、功績調書、刑罰等調書は別紙様式2～5のとおり。

(2) 高齢者叙勲の上申手続について

ア 対象者について

春秋叙勲のⅠ類の基準又は危険業務従事者叙勲の基準に該当する功労を有しながら、諸般の事情によりいまだ叙勲されていない功労者のうち、発令日（1日）の前月に満88歳となる者（例えば、4月1日付け発令の高齢者叙勲に該当することとなる者は、前月の3月2日から4月1日までの間に88歳の誕生日を迎える者である。）。

イ 上申書の提出期限について

上記に該当する対象者の法務大臣への上申書は、満88歳に達する日（年齢計算に関する法律参照）の属する月の前月の1日までに法務省大臣官房人事課に到着すること。

例えば、3月15日に88歳の誕生日を迎える対象者の場合は、2月1日までに上申書類が同課に到着していることが必要である（下図参照）。

上申期間	2/1	2/下旬	3/14 15	3/末	4/1
提	賞内	満 誕	閣	発	
出	勲議	88 生	議	令	
期	局	歳 日	決	日	
限	～		定		

(注) 各月の1日生まれの者については、その前々月の1日が提出期限となるので、特に留意すること（2日から末日までに生まれた者は、その前月の1日が提出期限となる。）。

このように提出期限に制限が課せられているのは、内閣府において高齢者叙勲の発令を毎月1日付けで行うため、その前月の最終閣議に付議し、上奏、裁可の手続を完了させる必要があるからである。

なお、高齢者叙勲の上申に当たっては、満88歳に達する誕生日が重要なポイントとなるので、対象者の年齢把握について適切な方法を策定し、特に満87歳の者については、[REDACTED]、くれぐれも上申期限を徒過することのないよう十分留意すること。

[REDACTED]

[REDACTED]

誕生日別の上申書提出期限は下表のとおりである。

誕生日	提出期限
1／2～2／1	前年12月1日
2／2～3／1	前年12月の最終勤務日
3／2～4／1	2月1日
4／2～5／1	3月1日
5／2～6／1	4月1日
6／2～7／1	5月1日
7／2～8／1	6月1日
8／2～9／1	7月1日
9／2～10／1	8月1日
10／2～11／1	9月1日
11／2～12／1	10月1日
12／2～1／1	11月1日

※ 提出期限が休日、祝日等の場合、直前の最終勤務日が提出期限となる。

ウ 提出書類及び提出部数

文書名	提出部数
上申書	1部
審査票	2部
功績調書	2部
履歴書	2部
刑罰等調書	2部
戸籍抄本	2部

※ 民間功労者（司法書士、土地家屋調査士、教諭師、篤志面接委員、保護司及び人権擁護委員をいう。以下同じ。）については、上記のほかに、「団体の規模及び事業概況等調」並びに「活動実績表」（司法書士及び土地家屋調査士を除く。用紙はA4とする。）がそれぞれ2部必要となる。

各書類の様式は春秋叙勲に準ずる。

エ 書類作成上の留意事項

(ア) 上申書

- a 用紙はA4縦（裏白）を用い、横書き左とじとすること。
- b 本省所管各庁の長（本省局部課長）から法務大臣宛てとすること。

(イ) 功績調書

- a 用紙はA4縦（別紙様式2）を用い、横書き左とじとすること。複数枚数になる場合、両面コピーとすること。
- b 功績は具体的に記載すること。
- c 功績が複数にわたっているときは、分野ごとに分類し、項目別に記載すること（ここでの功績の分野とは、上申する功労とは異なる業界等を指す）。

(ウ) 履歴書

- a 用紙はA4縦（別紙様式3）を用い、横書き左とじとすること。複数枚数になる場合、両面コピーとすること。
- b 氏名の字画は戸籍どおり正確に記載し、ふりがなを付すこと。なお、婚姻等により氏名が変わっているものについては、旧氏名を現氏名の下に括弧書きで記載し、その変更年月日の記載がある戸籍抄本を添付すること。

※ 戸籍抄本の婚姻時の「従前戸籍」や「名の変更」の箇所から旧氏名を確認できない場合は、改製原戸籍が必要となる。父母の姓が異なる場合や従前戸籍に両親以外の名前がある場合も、養子縁組した後に離縁などで旧氏名がある可能性が残るので、必ず改製原戸籍を取り寄せること（写しの提出可）。

- c 本籍（変更されていることが多いので、必ず戸籍抄本で確認すること。）、現住所、最終学歴（中退を含む。）、生年月日は、必ず記載すること。

d 職歴について

(a) 官歴者については、人事記録に記載されているとおり、省略せずに記載すること。

また、軍歴がある者については、軍歴（階級等）を必ず記載すること。

(b) 民間功労者については、従事した始期及び終期の年月日を正確に記載し、また、[]がある者については[]を略さずに記載するとともに、その[]に始期及び終期の年月日を併記すること。

(c) 当省関係以外の公的な職歴（[]）がある者については、その始期及び終期の年月日（[]）を正確に記入すること。

(d) 賞罰について

本人がかつて受けたことのある位階、勲章、褒章、大臣表彰等の受章歴を記載すること。特に、前叙の有無は、その後の勲章の決定に影響を与える

るので、記録等により調査した上、必ずその有無を記載すること。

なお、[REDACTED]

[REDACTED]。

(エ) 刑罰等調書

用紙は、原則としてA4（別紙様式4）によることとされているところ、同内容の記載であれば、市区町村長の発行する適宜の様式で差し支えないが、「道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を含む※」の記載や「破産宣告又は破産手続開始決定の有無」の記載の漏れや内容に注意すること。

なお、市区町村長から発行された刑罰等調書がB5の場合は、証明印が確認できるようにしてA4用紙（白紙）に貼付すること。

また、氏名が戸籍抄本の氏名と一致しているか確認すること。「松」や「斎」などにはよくフォントの違いがあり、その場合には内閣府から①同一人物かどうか、②戸籍と刑罰のどちらの字が正しいかの2点を聞かれるので、その旨を記載した電話聴取書を作成し、添付すること。

[REDACTED]

(オ) 戸籍抄本

年齢等を明らかにする唯一の書類であるので、必ず提出期限内に送付すること。

オ その他

(ア) 栄典を授与することが不適当とされる場合

後掲の「第4 栄典を授与することが不適当な者」を参照。

(イ) 高齢者叙勲の上申中であった者が、受章前に死亡した場合は、その旨法務省大臣官房人事課栄典係に連絡するとともに、死亡者叙勲の手続を開始する。

(ウ) 栄典協議

法務省以外の機関が所掌する他の公的役職等が擬叙基準に達しているとみられる者について上申を行う場合には、事前に当該機関と上申庁及び擬叙勲章・位階について栄典関係協議をし、栄典関係協議書（別紙様式1）を添付して上申すること。

※ 協議のポイント

- ・経歴を確認する。
- ・叙勲の擬叙が立つか確認する（擬叙が立つ場合はその勲等も併せて確認する。）。
- ・法務省からの上申で差し支えないか、また、その理由を確認する。

(エ) 勲章等の伝達について

当該叙勲で下賜された勲章等は、原則として上申庁において伝達すること。

なお、受章者の居住地の関係等で上申庁と伝達庁が異なる場合は上申庁において伝達庁と協議の上、上申書にその旨を付記すること。

(3) 叙位・死亡叙勲上申手続について

ア 上申書の提出期限について

叙位・死亡叙勲の手続は、死亡日から30日以内に閣議決定、上奏、裁可の手続を完了するようその手続期間に制限が課せられているため、法務大臣への上申（上申書、功績調書及び履歴書は正本）は死亡日からおおむね15日以内に法務省大臣官房人事課に到着すること。

なお、祝日や閣議日との組み合わせによっては、死亡日から10日前後での提出を求めることがあるので、できる限り早く手続を進めることが望ましい。

死亡日から30日以内の閣議に掛けるためには、当該閣議日の遅くとも1週間前には関係書類を内閣府に提出する必要がある。

なお、遺族が退職者の死亡について最終所属庁への届出を失念し、同庁においてもその事実を把握できなかつたため、30日以内の閣議にかけることができない場合は、唯一の叙位・叙勲の機会を失うこととなるので、退職者の身上変動の把握方法を検討し、くれぐれも上申期限を徒過することのないよう配意すること。

※ 30日以内であり、1月ではないので留意すること。

イ 添付書類及び提出部数

文書名	提出部数
上申書	1部
審査票	2部
功績調書	3部（叙位又は叙勲のみの場合は2部）
履歴書	3部（同上）
刑罰等調書	3部（同上、うち1部はコピー可）
除籍抄本	3部（同上、うち1部はコピー可）

※ 民間功労者については、上記のほかに、「団体の規模及び事業概況等調」及び「活動実績表」（司法書士及び土地家屋調査士を除く。用紙はA4（裏白）とする。）がそれぞれ3部ずつ（叙位又は叙勲のみの場合は2部ずつ）必要となる。

各書類の様式は春秋叙勲に準ずる。

ウ 書類作成上の留意事項

(ア) 上申書

- 用紙はA4縦（裏白）を用い、横書き左とじとすること。
- 本省所管各庁の長（本省局部課長）から法務大臣宛てとすること。
なお、死亡日及び死亡原因（病名等）を付記すること。

(イ) 功績調書

- 用紙はA4縦（別紙様式2）を用い、横書き左とじとする。複数枚数になる場合、両面コピーとすること。
- 功績は具体的に記載することとし、併せて文中に死亡年月日を必ず記載すること。

- c 効績が複数にわたっているときは、分野ごとに分類し、項目別に記載すること（ここでの効績の分野とは、上申する功労とは異なる業界等を指す）。

(ウ) 履歴書

- a 用紙はA4縦（別紙様式3）を用い、横書き左とじとする。複数枚数になる場合、両面コピーとすること。

- b 氏名の字画は戸籍どおり正確に記載し、ふりがなを付すこと。

なお、婚姻等により氏名が変わっているものについては、旧氏名を現氏名の下に括弧書きで記載し、その変更年月日の記載がある除籍抄本が添付されていることを確認すること。ただし、除籍抄本から旧氏名を確認できない場合は、従前戸籍（改製原戸籍）が必要となる。

※戸籍抄本の婚姻時の「従前戸籍」や「名の変更」の箇所から旧氏名を確認できない場合は、改製原戸籍が必要となる。父母の姓が異なる場合や従前戸籍に両親以外の名前がある場合も、養子縁組した後に離縁などで旧氏名がある可能性が残るので、必ず改製原戸籍を取り寄せること（写しの提出可）。

- c 本籍（変更されていることが多いので、必ず戸籍（除籍）抄本で確認すること。）、現住所、最終学歴（中退を含む。）、生年月日及び死亡年月日（死亡原因（病名））は、必ず記載すること。

d 職歴について

- (a) 官歴者については、人事記録に記載されているとおりに省略せずに記載すること。特に [REDACTED] が省略されていると位階等の決定ができなくなるので、注意すること。

なお、軍歴がある者については、軍歴（階級等）を必ず記載し、支所勤務のある者は、本所支所の順に記載すること（支所名のみは不可）。

- (b) 民間功労者については、従事した始期及び終期の年月日を正確に記載し、また、[REDACTED] がある者については [REDACTED] を略さずに記載するとともに、その役職別に始期及び終期の年月日を併記すること。

- (c) 当省関係以外の公的的な職歴（[REDACTED]）がある者については、その始期及び終期の年月日（役職のある者は当該役職歴）を正確に記入すること。

(d) 賞罰について

本人がかつて受けたことのある位階勲章、褒章、大臣表彰等の受章歴を記載すること。特に、前叙の有無は、その後の位階、勲章の決定に影響を与えるので、遺族に問い合わせる等して正確を期し、履歴書に必ずその有無を記載すること。

なお、[REDACTED]

[REDACTED]

(エ) 刑罰等調書

用紙は、原則としてA4（別紙様式4）によることとされているところ、同内容の記載であれば、市区町村長の発行する適宜の様式でも差し支えないが、「道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金

刑を含む※」の記載や「破産宣告又は破産手続開始決定の有無」の記載の有無に注意すること。

なお、市区町村長から発行された刑罰等調書がB5の場合は、証明印が確認できるようにしてA4用紙（白紙）に貼付すること。

また、氏名が除籍抄本の氏名と一致しているか確認すること。「松」や「斎」などにはよくフォントの違いがあり、その場合には内閣府から①同一人物かどうか、②除籍と刑罰のどちらの字が正しいかの2点を聞かれるので、その旨を記載した電話聴取書を作成し、添付すること。

（オ）除籍抄本

上申期限までに間に合わないときは追送でも差し支えないが、相当程度遅れる（死亡日から20日目頃まで。）と思われる場合は、生前の戸籍抄本を送付すること。

なお、市区町村長から発行された除籍抄本がB5判の場合は、証明印が確認できるようにしてA4用紙（白紙）に貼付すること。

エ その他

（ア）

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

なお、新聞・ネット報道がなされているときは、その写しを添付すること。

（イ）栄典を授与することが不適当とされる場合

後掲の「第4 栄典を授与することが不適当な者」を参照。

（ウ）栄典協議

法務省以外の機関が所掌する他の公的役職等が擬叙基準に達しているとみられる者について上申を行う場合には、事前に当該機関と上申庁及び擬叙勲章・位階について現地間栄典協議をし、栄典関係協議書（別紙様式1）を添付して上申すること（[REDACTED]）。

※協議のポイント

- ・経歴を確認する。
- ・叙位・叙勲の擬叙が立つか確認する（擬叙が立つ場合はその位階・勲等も確認する。）。
- ・法務省からの上申で差し支えないか、また、その理由を確認する。

(エ) 位記、勲章等の伝達について

位記、勲記及び勲章等の遺族への伝達については、
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

なお、遺族の居住地の関係で上申庁と伝達庁が異なる場合は上申庁において
伝達庁と協議の上、上申書にその旨を付記すること。

15 勲章の伝達

(1) 春秋叙勲

大綬章、重光章 宮中において、大綬章は天皇陛下から親授、重光章は内閣総理大臣から伝達される。

中綬章以下 法務省において、法務大臣から伝達される。

(「勲章、記章、褒章等の授与及び伝達式例」平成15年5月20日閣議決定)

(2) 高齢者叙勲

前掲14(2)高齢者叙勲の上申手続について オ その他(エ)「勲章等の伝達について」を参照。

(3) 死亡叙勲

前掲14(3)叙位・死亡叙勲上申手続について エ その他(エ)「位記、勲章等の伝達について」を参照。

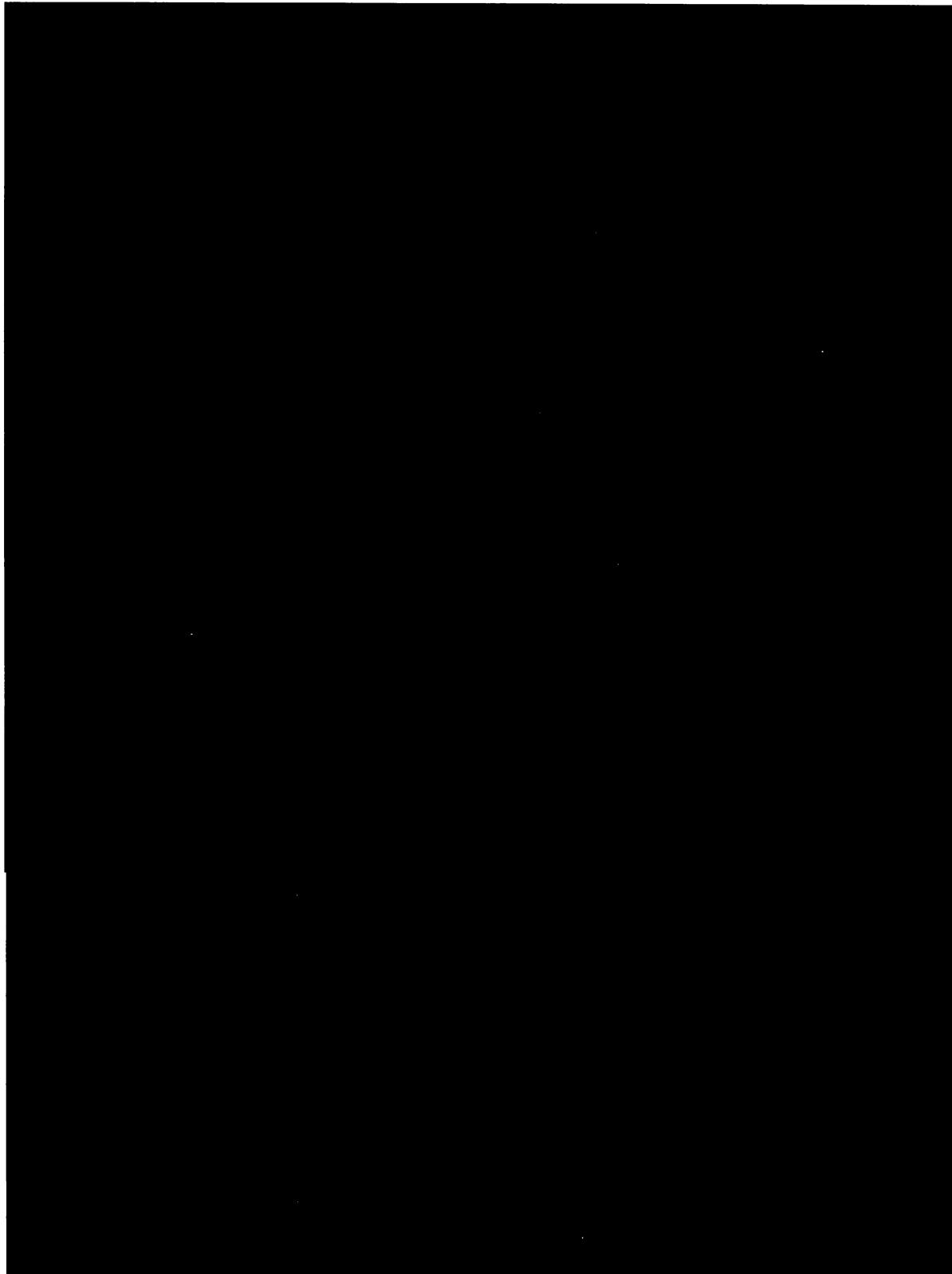
(4) 勲章・褒章、勲記・褒章の記を紛失した場合

勲記・褒章の記は、理由のいかんを問わず再交付されない。勲記又は褒章の記に代わる証明書（有勳証状又は有章証状）が申請により交付されるのみである。

ただし、勲章・褒章は実費を支払い再交付を受けることができる。この場合、「勲章（褒章）調製通知書交付願」に紛失理由書を添付して賞勲局に申請する。

(後掲の「第6 勲章・勲記等を紛失した場合の取扱い」参照)

別表1 摘叙目安表



別表 2

叙勲基準と等級格付けの変遷について（目安）

This image shows a dark gray, almost black, textured surface. It has a fine, vertical grain pattern, characteristic of a book cover or endpaper. There are also some minor dust specks scattered across the surface.

別表3 民間功労者に対する勲章擬叙基準（平成25年4月29日発令分以降）

1 保護司

The image shows a single page of a document that has been heavily redacted. There are approximately 18 horizontal black bars of varying lengths scattered across the page. A small, open curly brace is positioned in the lower-left quadrant, grouping together four of the shorter redacted sections.

2 教誨師

A large black rectangular redaction box covers the majority of the page content, from approximately y=178 to y=822. The redaction is positioned in the center of the page, with a thin white border around the black area.

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[Home](#) | [About Us](#) | [Services](#) | [Contact Us](#)

ANSWER The answer is (A). The first two digits of the number 1234567890 are 12.

[View all posts by \[Author Name\] →](#)

Page 1

— 1 —

— 2 —

1

Page 1

10 of 10

[REDACTED]

© 2013 Pearson Education, Inc.

3 篤志面接委員

© 2010 Pearson Education, Inc.

[Home](#) | [About Us](#) | [Services](#) | [Contact Us](#)

10. The following table summarizes the results of the study. The first column lists the variables, the second column lists the estimated coefficients, and the third column lists the standard errors.

ANSWER The answer is (A) $\frac{1}{2}$.

Figure 1. The effect of the number of clusters on the classification accuracy of the proposed model. The proposed model is compared with the KNN classifier.

ANSWER The answer is (A). The first two digits of the number 1234567890 are 12.

[Privacy Policy](#) | [Terms of Use](#) | [Help](#) | [Feedback](#)

Journal of Health Politics, Policy and Law, Vol. 30, No. 4, December 2005
ISSN: 0361-6878 • 10.1215/03616878-30-4 © 2005 by The University of Chicago

[View all posts](#) | [View all posts by admin](#)

[REDACTED]

[REDACTED]

6

[REDACTED]

4 人權擁護委員

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

—
—

Page 1

10. *What is the best way to increase sales?*

www.nature.com/scientificreports/

ANSWER The answer is (A). The first two digits of the number 1234567890 are 12.

— 1 —

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

10. The following table summarizes the results of the study. The first column lists the variables, the second column lists the sample size, and the third column lists the estimated effect sizes.

ANSWER The answer is (A). The first two digits of the number 1234567890 are 12.

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

ANSWER The answer is (A). The first two digits of the number 1234567890 are 12.

Digitized by srujanika@gmail.com

Digitized by srujanika@gmail.com

ANSWER

Page 1

Page 1

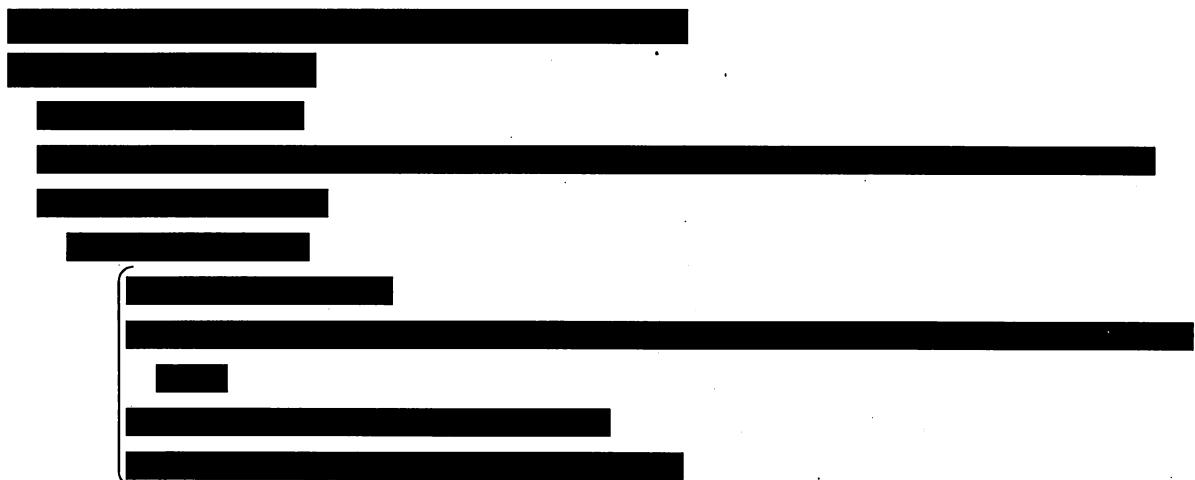
www.IBM.com/AS400

10 of 10

www.sciencedirect.com

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

5 司法書士

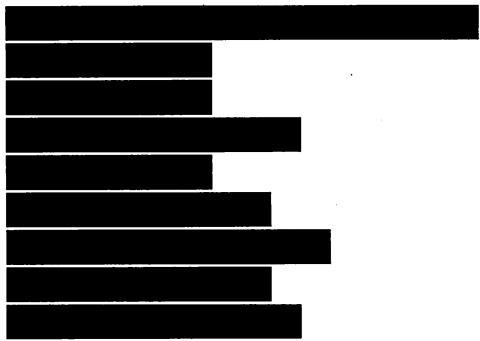


別表4

他省庁の叙勲等の対象となる公職等一覧表

職名	協議目安

職名	協議目安



※ 令和2年4月1日現在。ただし、上記公職等でも、別途協議を依頼する場合があるので、その際は対応すること。

様式1

榮典関係協議書

年次	生存者叙勲 ○○年 春・秋 死亡者 叙位・叙勲	省庁 部局名			通し番号	
氏 名				職名		
協議の日時・方法		令和○○年○○月○日 午後 ○時○○分				口頭電話
協議者の所属官職・氏名						
協議の相手方の所属官職・氏名						
協議先の功労等	功 労	職名			役職歴・件数等	
		従事年数				
	叙位 叙勲 の受章資格 褒章	叙位	有・位階()		無	
		叙勲	有・勳等(■)		無	
		褒章	有・種類()		無	
	上申予定の 有 無	予定有り	予定無しの理由			
		叙位 叙勲 褒章 令和 年 春・秋	(例) [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]			
協議の結果		○○から上申する。				
参考事項						

様式2（官歴者用）

功 績 調 書

元〇〇〇〇〇官

○ ○ ○ ○

上記の者は、

9 年月日等の数字はアラビア数字とする。ただし、位階・勲章及び固有名詞
は漢数字とする。

様式2-2（民間人（司法書士・土地家屋調査士）用）

功績調書

氏 名 ○○○
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

1 職業 司法書士（又は土地家屋調査士）

The image consists of a series of horizontal black bars of varying lengths, arranged vertically. These bars represent redacted content, such as names or addresses, from a document. The lengths of the bars correspond to the length of the redacted text they represent.

(注) 年月日等の数字はアラビア数字とする。ただし、位階・勲章及び固有名詞は漢数字とする。

様式2-3（民間人（司法書士・土地家屋調査士を除く）用）

功績調書

氏名 ○○○○
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

A bar chart illustrating the distribution of 1000 random numbers generated between 0 and 1. The x-axis represents the value of the random numbers, ranging from 0 to 1. The y-axis represents the frequency of each bin. The distribution is approximately uniform, with most bars having a frequency of 100. A few bars at the extremes have frequencies of 0.

Bin Range	Frequency
[0.0, 0.1)	0
[0.1, 0.2)	100
[0.2, 0.3)	100
[0.3, 0.4)	100
[0.4, 0.5)	100
[0.5, 0.6)	100
[0.6, 0.7)	100
[0.7, 0.8)	100
[0.8, 0.9)	100
[0.9, 1.0)	100
[1.0, 1.1)	0

(注) 年月日等の数字はアラビア数字とする。ただし、位階・勲章及び固有名詞は漢数字とする。

様式3（官歴者用）

履歷書

本籍 ○○県○○市○○町○○番地○○ (必ず都道府県から記載)

〒〇〇〇-〇〇〇〇

現住所 ○○県○○市○○町○○番地○○ (必ず都道府県から記載)

ふりがな 氏	00 ○	00 ○	00 ○	00 ○
ふりがな (旧氏名)	00 ○	00 ○	00 ○	00 ○
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日			

(学歴)

昭和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇大学〇〇学部〇〇学科卒業

(職歷)

年 月 日	事 項	発令庁
昭和〇.〇.〇	陞叙高等官七等	内閣
〃〇.〇.〇	現役兵として歩兵第〇連隊に召集	陸軍省
〃〇.〇.〇	帰休除隊	〃
〃〇.〇.〇	雇を命ず	〇〇〇府
〃〇.〇.〇	〇〇〇に任官させる	〃
〃〇.〇.〇	〇級〇号俸を給する	〃
〃〇.〇.〇	〇〇〇府〇〇〇に配置換する	法務大臣
〃〇.〇.〇	〇級〇号俸を給する	〃
〃〇.〇.〇	〇級〇号俸を給する (人事院規則・・・・による特別昇給)	〃
平成〇.〇.〇	辞職を承認する	〃
	退職手当として金〇〇〇〇〇円を支給する (国家公務員退職手当法・・・・)	
令和〇.〇.〇	死亡(胃がん)※死亡叙勲・叙位の場合	

(退職後の職歴)

自 平成〇〇年〇〇月〇〇日

○ ○ ○

至 平成〇〇年〇〇月〇〇日

※職歴がない場合は「なし」と記載すること。

(賞罰)

※賞罰がない場合は「なし」と記載すること。

(前叙)

昭和〇〇年〇〇月〇〇日 従七位
昭和〇〇年〇〇月〇〇日 獲八等白色桐葉章受章
昭和〇〇年〇〇月〇〇日 獲七等瑞宝章受章

※前叙がない場合は「なし」と記載すること。

(注) 1 本籍、氏名、旧氏名及び生年月日はいずれも戸籍・除籍抄本と合致すること。

2 現住所は、現在の居住地を確認の上記載すること。

3 最終学歴は、大学・専門学校のときは、学部学科まで記載すること。

卒業又は中退のみを記載し、入学の記載は不要。

4 [REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]

5 職歴欄は、

・発令年月日、発令事項、発令庁のほか、公的役職があるときは、その全部を記載すること。

・[REDACTED]
[REDACTED]

・死亡原因（病名）を記載すること。

6 賞罰は、法務省以外の褒章等も記載すること。

7 年月日等の数字はアラビア数字とする。ただし、位階・勲章及び固有名詞は漢数字とする。

様式3-2(民間人用)

履歴書

本籍 ○○県○○市○○町○○番地○○(必ず都道府県から記載)

〒○○○-○○○○

現住所 ○○県○○市○○町○○番地○○(必ず都道府県から記載)

ふりがな 00 00 00 00
氏名 ○ ○ ○ ○

ふりがな 00 00 00 00
(旧氏名) ○ ○ ○ ○

生年月日 昭和○○年○○月○○日

(学歴) 昭和○○年○○月○○日 ○○大学○○学部○○学科卒業

(職歴) ※職業を記載する

自 昭和○○年○○月○○日

[REDACTED]

至 平成○○年○○月○○日

(委員歴) ※司法書士・土地家屋調査士・保護司・教諭師・人権擁護委員を記載する

自 昭和○○年○○月○○日

○○○○

至 平成○○年○○月○○日

自 昭和○○年○○月○○日

[REDACTED]

至 平成○○年○○月○○日

自 昭和○○年○○月○○日

[REDACTED]

至 平成○○年○○月○○日

(その他法律等に基づく委員歴)

自 昭和○○年○○月○○日

○○○○

至 平成○○年○○月○○日

(民間団体歴)

自 昭和○○年○○月○○日

○○○○

至 平成○○年○○月○○日

令和○○年○○月○○日 死亡(胃がん)※死亡叙位・叙勲の場合は、ここに記載

(賞 罰)



昭和〇〇年〇〇月〇〇日 ○〇県知事表彰受章（〇〇功労）

昭和〇〇年〇〇月〇〇日 藍綬褒章受章（〇〇功績）

昭和〇〇年〇〇月〇〇日 瑞宝双光章（〇〇功労）

(注) 1 公務員歴がある場合は、人事記録写しを添付又は人事記録の発令事項を記載すること。

2 年月日等の数字はアラビア数字とする。ただし、位階・勲章及び固有名詞は漢数字とする。

様式4

刑罰等調書

氏名 ○ ○ ○ ○

生年月日 昭和○○年○月○日生

1 刑罰の有無（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を含む。）

2 破産宣告又は破産手続開始決定の有無

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

市区町村長 ○ ○ ○ ○ 印

3 氏名が戸籍抄本・除籍抄本の氏名と一致しているか確認すること。

樣式 5 (官歷者用)

叙 煙 審 查 票

(1/1)

樣式 5-2 (民間人用)

叙 煙 審 查 票

(1/1)

第2 叙位

1 意 義

叙位は、国家・公共に対して功績があった者に「位」を授与するもので、叙勲・褒章とともに、内閣の助言と承認により天皇の国事行為として行われる栄典の一つである。

「位」とは、朝廷に仕えるものの席次であり、戦前は、国家の行事が行われる際、宮中における席順として運用されていた。

叙位とは、位を授けることをいう。

位記とは位を授けるときの文書をいう。

位階とは、位の階等をいい、正一位から従八位まで16階ある。

現在、国家・公共に対して功績のある人が死亡した際に、生涯の功績を称え追悼の意を表すものとして運用されており、叙位は生前最後の日（死亡日）をもってなされる。[REDACTED]

2 沿革

現行の叙位制度は、大正15年に公布された「位階令」（勅令325号）に基づくものであるが、聖徳太子が創設した冠位十二階の制に由来する1400年の歴史を有する我が国で最も古い制度の一つである。

戦前は、官公吏と軍人が在官在職などの年限や等級に応じて授けられ、大臣は従三位、次官及び一、二等勅任官は正五位、陸海軍少尉は正八位に叙された。

戦後は、昭和21年5月3日の閣議決定により、在職中の死没者を除いて官吏に対する叙位は一時停止されたが、同22年5月23日に、官吏退職者が死没した場合についてはその停止を解除する旨の閣議決定がなされた。

現在では、在職中、退職後のいかんを問わず、死没者に対してのみ叙位が行われている。

3 基 準

【公務員】

位階令及び文武官叙位進階内則（明治25年11月22日決定）により運用されており、これに基づき別表「叙位進階表」が作成されている。[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(1)



(2)



A horizontal bar chart consisting of 1000 black bars of varying lengths. The bars are arranged in a grid pattern, with each row containing 10 bars. The length of each bar represents the value of a randomly generated number from a uniform distribution between 0 and 1. The bars are set against a white background.

The image consists of a grid of horizontal black bars of varying lengths, arranged in approximately 15 rows and 10 columns. The bars are solid black and appear to be redacted text or sensitive information. The lengths of the bars vary, with some being very long and others very short. The overall pattern is a dense grid of black bars on a white background.

4 欠格事由

叙位の申請ができない場合

位階令第6条 禁治産者、準禁治産者、破産者で復権していない者、刑事訴追を受けている者、禁錮以上の刑の宣告を受け確定するに至るまでの者

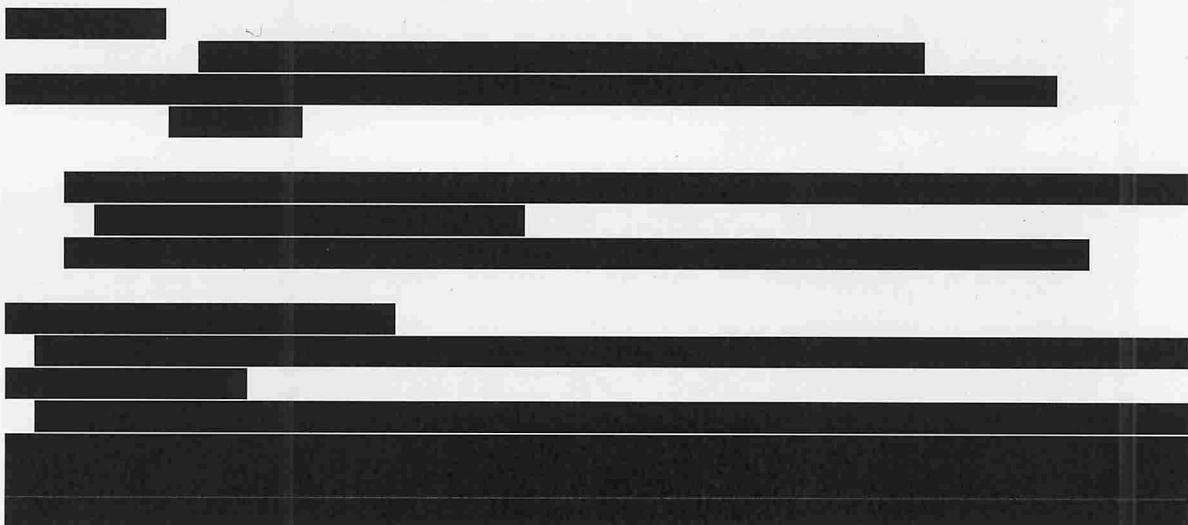
同 第7条 品位を保てず、又は体面を汚辱する失行がある者

5 上申手続及び位記の伝達

「第1 叙動 14(3) 叙位・死亡叙動上申手續について」を参照。

別表 1

叙位進階表

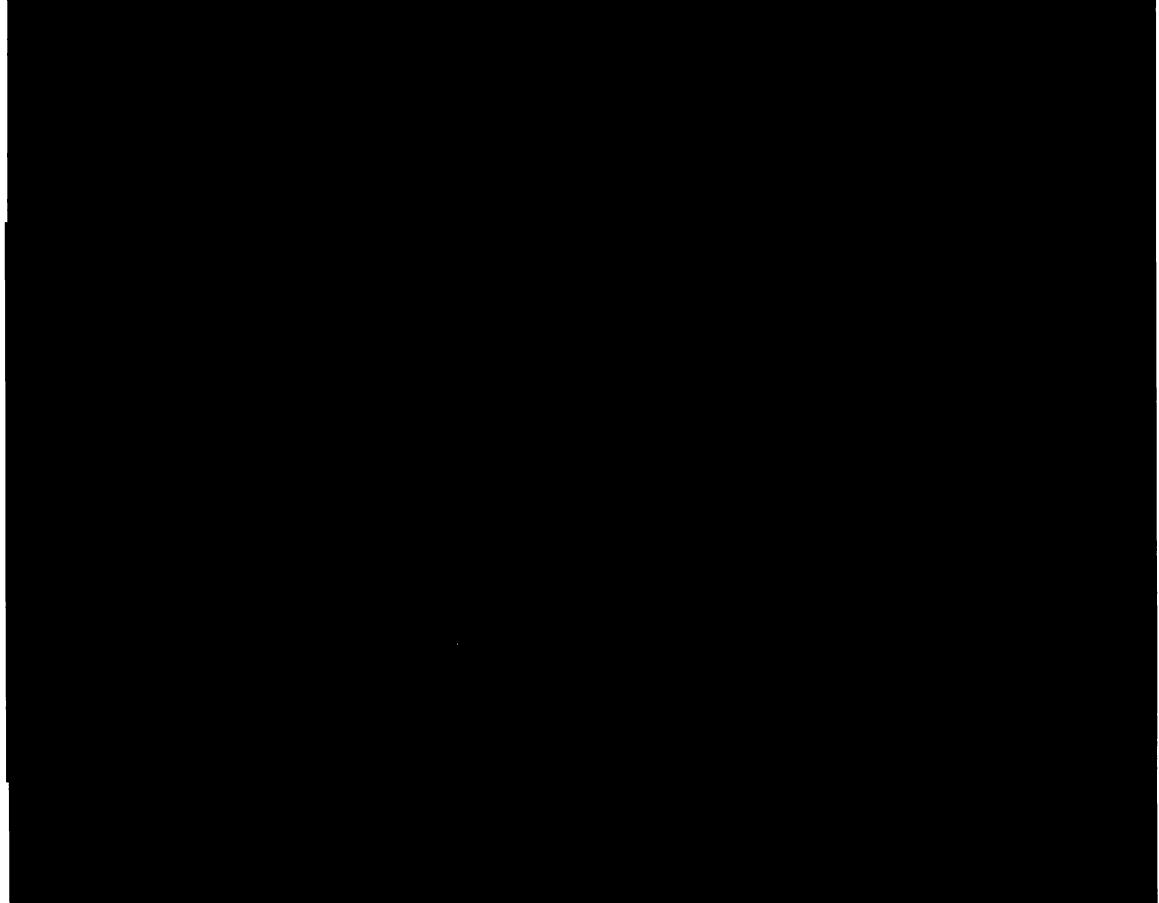


2 位階の読み方

正三位 (しょうさんみ)	従三位 (じゅさんみ)
正四位 (しょうしこ)	従四位 (じゅしこ)
正五位 (しょうごい)	従五位 (じゅごい)
正六位 (しょうろくい)	従六位 (じゅろくい)
正七位 (しょうしちい)	従七位 (じゅしちい)

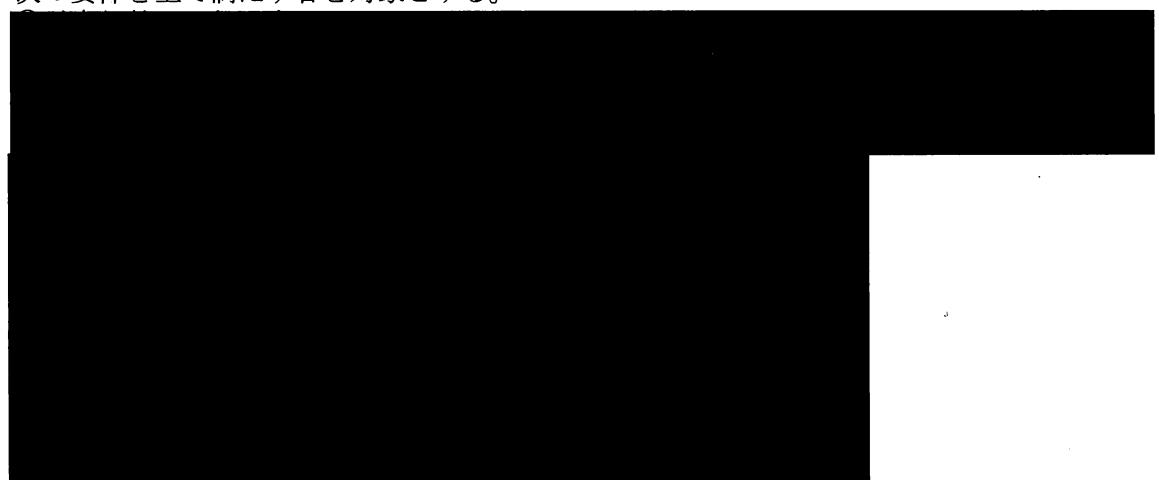
別表2 民間功労者の叙位基準

1 保護司・教諭師・人権擁護委員



2 司法書士・土地家屋調査士

次の要件を全て満たす者を対象とする。



様式1（官歴者用）

叙位審査票

(1/1)

省 序 等				コード	番号	裁可	令年月日
死亡日				受付日		閣議	
現住所					コード		
ふりがな		旧氏名等	ペンネーム・芸名	位階	勲章		
氏名							
生年月日	(○歳)			最終学歴	表彰歴	褒章	
主要経歴 (官職)							
功労名				試験	年月	試験合格	
発令年月日	官職名等	高等官位階	必要年数	備考			
年 月 日				○前叙がない場合は、『前叙なし』と記載 ○春秋叙勲により叙勲の前叙がある場合は、上記勲章欄に記載し、本欄に「前叙あり」とは記載しない。また、褒章は前叙には当たらない。			
叙位	叙勲						
決定							
係							
申立							

樣式 2 (民間人用)

叙 位 審 查 票

(1 / 1)

○前叙がない場合は、『前叙なし』と記載

○春秋叙勲により叙勲の前叙がある場合は、上記勲章欄に記載し、本欄に「前叙あり」とは記載しない。また、褒章は前叙には当たらない。

第3 褒章・遺族追賞

1 意 義

褒章は、一定の分野における功労や徳行の優れた者を表彰するため授与される。

遺族追賞は、褒章条例により表彰されるべき者が死亡した場合に、その遺族に対し、銀杯又は木杯若しくは褒状が授与され死亡者を追賞する制度である。

2 褒章の歴史・概要

明治時代に勲章が制度化されたとき、その対象は「國家ニ功ヲ立テ績ヲ顯ス者」、すなわち官僚と軍人であった。儒教では忠と孝が最も大切な徳目とされ、忠に対しては勲章が設けられたが、庶民の徳・孝を表彰する制度がなく、当時人命救助した人に賞金を出して表彰していたものに終身表彰の栄誉を与えようとして、外国人の人命救助章にならって「紅綬褒章」を設けることになったのが、褒章制度の動機とされる。

現在は次の6種のものがある。

(1) 明治14年制定の褒章条例によるもの

紅綬褒章 → 自己の危難を顧みず、人命を救助に尽力した者

(職員又は当省関係者に該当事案が生じたと思われるときは法務省大臣官房人事課栄典係に連絡すること。)

緑綬褒章 → 自ら進んで社会に奉仕する活動に従事し徳行顕著なる者
(ボランティア等)

藍綬褒章 → 公衆事業尽力者又は公衆の利益を興し成績著明な者、公共事業に勤勉し、労効顕著な者

※ 紅綬褒章及び緑綬褒章内容は、平成14年の褒章条例改正後のものである。

(2) 大正7年上記褒章条例に加え制定のもの

紺綬褒章 → 公益のために私財を寄附した者

(3) 昭和30年前記褒章条例に加え制定のもの

黄綬褒章 → 業務に精励し衆民の模範である者

紫綬褒章 → 学術、芸術上の発明、改良、創作などの事績が顕著である者

当省関係では、司法書士、土地家屋調査士に対する黄綬褒章及び教誨師、篤志面接委員、保護司、人権擁護委員、更生保護法人役員及び更生保護女性の会役員に対する藍綬褒章並びに更生保護法人日本更生保護協会及び日本司法支援センターに対する寄附者の紺綬褒章がある。

黄綬褒章及び藍綬褒章は、それぞれ毎年春(4月29日)、秋(11月3日)の2回実施され、伝達式は、毎年5月、11月の中旬に法務省において行い、同日天皇陛下の拝謁が行われる。

3 推薦基準

(1) 黄綬褒章及び藍綬褒章の推薦基準

従来褒章の推薦基準として、年齢55歳以上の基準が設けられていたが、栄典制度改革により、年齢制限は撤廃された。

当省関係の民間功労者の推薦基準については、

それぞれ個別に定めている（別表参照）。

※ 黄綬褒章及び藍綬褒章の候補者が内閣府に上申中に死亡した場合は、死亡叙勲（瑞單）又は遺族追賞に切り替える。（書類は全て新規でそろえて上申する。）

(2) 紺綬褒章の推薦基準

紺綬褒章は、公益のため私財を寄附した者（個人又は団体）に対し賜与される褒章であり、寄附の客体は公益団体として認定された団体でなければならず、法務省関係では、現在、更生保護法人日本更生保護協会及び日本司法支援センターの2団体が公益団体として認定されている。

紺綏褒章の授与基準（寄附金額）は、個人の場合は500万円以上（1,500万円以上には副賞として木杯が併せて授与される。）、団体の場合は1,000万円以上であり、寄附行為があった日（寄附金を受領した日）から1年以内に内閣府に上申することとされている（「褒章条例」及び「紺綏褒章等の授与基準」参照）。

紺綬褒章で寄附者が個人の場合、褒章（銀製メダル）と褒章の記（いわゆる賞状）が授与され同褒章を2回以上授与されるときは、飾版（タイピン様）が授与されるが、この飾版は、5個ごとに金の飾版となる（この場合、発令日以後に既に授与されたメダル1個、飾版4個、返納書を賞件係に渡さないと作成されない。）。また、寄附者が団体である場合は、紺綬褒章に代えて褒状が授与される（褒状のみ）。

なお、紺綬褒章を授与される者が死亡した場合は、その遺族が「遺族追賞」の制度に基づき追賞されることとなる（後掲の「5 遺族追賞」を参照）。

(3) 紅綬褒章、緑綬褒章及び紫綬褒章の推薦基準

紅綬褒章、緑綬褒章及び紫綬褒章については、特段の基準は定められておらず、

法務省関係者で人命救助（紅綬）、ボランティア（緑綬）、学術・芸術・スポーツにおける功労（紫綬）などにつき、褒章を授与すべき事案がある場合は、あらかじめ法務省大臣官房人事課栄典係まで連絡すること（

10

4 上申手続

(1) 黃綬褒章及び藍綬褒章

当該団体の事業報告書及び収支決算報告書を毎会計年度終了後3か月以内に内閣

更新手続の申請書類は、認定期間終了2か月前までに内閣府に提出することになつておる、日本更生保護協会については同協会から [REDACTED] を経由して認定期間

が終了する前年の11月中旬頃までに、日本司法支援センターについては同センターから [REDACTED] を経由して認定期間が終了する年の8月初旬頃までに、それぞれ申請書類を法務大臣宛て提出すること。

イ 紺綬褒章の上申手続について

(ア) 上申書の提出（当課宛て）

当課への上申書は、日本更生保護協会からは [REDACTED] を経由して、日本司法支援センターからは [REDACTED] を経由して、それぞれ提出する。

※ 提出書類

【寄附者が個人の場合】

- | | |
|--------------------|----|
| ① 進達書 ([REDACTED]) | 1部 |
| ② 上申書 ([REDACTED]) | 2部 |
| ③ 寄附調査書 | 2部 |
| ④ 寄附申込書 | 2部 |
| ⑤ 寄附受領書 | 2部 |
| ⑥ 履歴書 | 2部 |
| ⑦ 刑罰等調書 | 2部 |
| ⑧ 戸籍抄本 | 2部 |

【寄附者が団体の場合】

- | |
|----------------------------------|
| ① 個人に同じ |
| ② リ |
| ③ リ |
| ④ リ |
| ⑤ リ |
| ⑥ 団体規約又は定款 2部 (団体の代表者が原本認証したもの。) |

(イ) その他参考

紺綬褒章の候補者が [REDACTED]

[REDACTED] その申請をしなければならない。

5 遺族追賞

(1) 概要

遺族追賞は、褒章条例により表彰されるべき者が死亡した場合（内閣府への上申後、発令までに死亡した者に限る）に、その遺族に対し銀杯又は木杯若しくは褒状が授与され死亡者を追賞する制度であり（褒章条例第6条）、黄綬・藍綬褒章の基準を満たしている候補者が死亡した場合には、賜杯の記及び銀杯が、紺綬褒章の候補者が死亡した場合には、その寄附金額が1,500万円未満の場合には褒状が、1,500万円以上の場合は賜杯の記及び木杯が遺族に対し、それぞれ授与されるものである。

(2) 遺族の範囲及び順位

追賞を行う場合の遺族の範囲及び順位は次のとおりであり、この範囲及び順位に従って遺族1名を選定しなければならない。

- 1 配偶者
- 2 子
- 3 父母
- 4 孫
- 5 祖父母
- 6 兄弟姉妹

(3) 上申手続

遺族追賞は、所管各庁の長からの上申に基づき、法務大臣が内閣総理大臣に申請し、閣議で決定され、死亡日付けで発令される。黄綬・藍綬褒章に係る遺族追賞にあっては、当該死亡の日から3か月以内、紺綬褒章に係る遺族追賞にあっては、寄附をした日から1年以内の閣議にかけなければならないので、遺族追賞すべき事案が生じたときは、法務省大臣官房人事課栄典係宛て連絡すること。

提出書類は、前記の各褒章の手続書類に準ずるほか、故人と遺族との関係を明らかにする書類が必要となる。

ア 上申書類

(ア) 黄綬褒章・藍綬褒章候補者が死亡した場合

- | | |
|--------------------------|-----|
| ① 上申書 | 1部 |
| ② 褒章審査票 | 1部 |
| ③ 功績調書 | 2部 |
| ④ 履歴書 | 2部 |
| ⑤ 刑罰等調書（候補者及び遺族のもの） | 各2部 |
| ⑥ 団体の規模及び事業概況等調 | 2部 |
| ⑦ 活動実績表（司法書士、土地家屋調査士は除く） | 2部 |
| ⑧ 候補者と遺族との関係が分かる戸籍抄本又は謄本 | 2部 |

(イ) 紺綬褒章候補者が死亡した場合

- | | |
|----------------------------|----|
| ① 上申書 | 2部 |
| ② 寄附調査書（候補者及び遺族の氏名を記載したもの） | 2部 |
| ③ 寄附申込書 | 2部 |

- ④ 寄附受領書 2部
 - ⑤ 履歴書 2部
 - ⑥ 刑罰等調書（候補者のもの及び遺族のもの） 各2部
 - ⑦ 候補者と遺族との関係が分かる戸籍抄本又は謄本 2部
- (注) 遺族追賞では、故人である候補者と遺族との関係を明らかにする書類（戸籍抄本又は謄本及び遺族の刑罰等調書）が特に必要となるので注意すること。

別表

褒章推薦基準

黃綬褒章 藍綬褒章	司法書士	土地家屋調査士	
	篤志面接委員	教誨師	
		人權擁護委員	
	保護司		
	更生保護法人理事長等	更生保護法人施設長等	
		更生保護女性会役員	
	協力雇用主		

樣式

褒 章 審 查 票

E

第4 栄典を授与することが不適当な者

栄典は、その受章者が多くの人々から広く祝福されるものでなければならない。栄典の候補者として推薦される者はもとより功労を挙げた者ばかりであるが、栄典としてその者を顕彰するためには、受章者の人格、生活態度等においても非難されるものがあってはならない。

このことは、候補者を推薦する各府省、関係団体等における候補者選択の基本であるが、罪を犯した者であっても罪を償いその後に功労を挙げる者もあること等を考慮すれば、犯罪歴のある者を一律に栄典の対象から除外することは、かえって適当でない場合がある。このため一定の条件を付して栄典授与の対象となる途を開くこととしている。

栄典を授与するにふさわしくない者について、栄典の授与を差し控えるかどうかの判断は、個々の候補者についてそれぞれ判断するものであるが、

1 候補者自身又は候補者の関係する法人等が

- (1) 警察官又は検察官等により取調べを受けてその処分が未定の場合若しくは刑事訴訟係属中である場合

(2) 刑罰又は行政処分を受け ■■■■■ 場合

(3)

(4)

2

3 その他栄典を授与することがふさわしくない場合

(1) 前記1のほか、その他栄典を授与することがふさわしくない場合としては

۳

一

ウ 懲戒処分を受けた場合

[REDACTED]
[REDACTED]
エ 破産宣告又は破産手続開始決定のあった場合

(2) [REDACTED]
[REDACTED]

第5 内示・発令の際の留意事項

生存者叙勲・褒章については、上申後、内審査を経て内閣府賞勲局から内示があり、本人の受諾意向等を確認した上で発令されるところ、これらの際における留意事項は以下のとおりである。

1 受諾意向の確認

栄典の授与は慶事であり、本人への内示に当たっては、事務的、機械的な対応となることのないよう、然るべき立場の者が祝意を述べ意向を確認すること。

2 辞退者

[REDACTED], 内示の段階で辞退される場合がある。

[REDACTED]
これまでの辞退理由として

- (1) [REDACTED]
- (2) [REDACTED]
- (3) [REDACTED]
- (4) [REDACTED]
- (5) [REDACTED]
- (6) [REDACTED]

などがある。

[REDACTED]
[REDACTED]

3 秘密保持

内示はあくまで本人に対するものであるので、発令日前に本人以外の第3者に対して漏れることのないよう十分注意する。

4 個人情報の公表

叙勲等の受章者の発表等に関し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、受章者等に対する事務手続き等を以下のとおりとする。

- (1) 春秋叙勲、危険業務従事者叙勲、春秋外国人叙勲、春秋褒章、高齢者叙勲の内示の際に、発表に使用される名簿の内容と配布先等を記載した別紙文書（例）を候補者本人に配布し、周知する。
- (2) 死亡叙勲、叙位
内閣府賞勲局、同大臣官房人事課への協議書類提出に当たっては、遺族に対し、次の事項を周知した上で、協議書類を提出すること。
ア 位階、勲章、前叙、氏名、生年月日、死去年月日、年齢、主要経歴、功労概要、住所が記載された発表名簿により発表されること
イ 当該名簿は報道機関に配布されるとともに、一般の人への閲覧に供されること
- (3) 名簿等の一般の人への閲覧等の期間
ア 春秋叙勲、危険業務従事者叙勲、春秋外国人叙勲、春秋褒章
賞勲局での閲覧 発令から1年間
内閣府ホームページへの掲載 発令から約半年（次回発令まで）
イ 高齢者叙勲
賞勲局での閲覧 発令から1年間
内閣府ホームページへの掲載
ウ 死亡叙勲、叙位
賞勲局、内閣府大臣官房人事課での閲覧 発表から1年間
- (4) 一般の人への閲覧に供する名簿及び内閣府ホームページに掲載される名簿の内容
発表に使用される名簿の性別、年齢を削除し、現住所を市区町村名（政令指定都市にあっては区）としたもの。

別紙（例）

＜春秋叙勲、危険業務従事者叙勲用＞

受章を受諾する皆様へ

内閣府賞勲局

勲章の受章者の発表に際しては、栄典関係事務及び報道取材の便宜を図ることを目的として、氏名、年齢、性別、授与勲章、功労概要、主要経歴、現住所、過去に受章した勲章・褒章及び本籍都道府県名について、当方から各府省庁及び都道府県の栄典担当部局、報道機関へ閣議決定後に情報提供します。

また、広報の一環として、氏名、年齢、性別、授与勲章、功労概要、主要経歴、過去に受章した勲章・褒章及びお住まいの市区町村名（政令指定都市は区）については、行政機関個人情報保護法に基づき、適切な管理の下、一般の閲覧に供するとともに内閣府ホームページに掲載します。

つきましては、上記について、御承知おきくださいますようお願いいたします。

別紙（例）

＜春秋褒章用＞

受章を受諾する皆様へ

内閣府賞勲局

褒章の受章者の発表に際しては、栄典関係事務及び報道取材の便宜を図ることを目的として、氏名、年齢、性別、授与褒章、功労概要、主要経歴、現住所、過去に受章した勲章・褒章及び本籍都道府県名について、当方から各府省庁及び都道府県の栄典担当部局、報道機関へ閣議決定後に情報提供します。

また、広報の一環として、氏名、年齢、性別、授与褒章、功績概要、主要経歴、過去に受章した勲章・褒章及びお住まいの市区町村名（政令指定都市は区）については、行政機関個人情報保護法に基づき、適正な管理の下、一般の閲覧に供するとともに内閣府ホームページに掲載します。

つきましては、上記について、御承知おきくださいますようお願いいたします。

別紙（例）

<高齢者叙勲用>

受章を受諾する皆様へ

内閣府賞勲局

勲章の受章者の発表に際しては、栄典関係事務及び報道取材の便宜を図ることを目的として、氏名、年齢、性別、授与勲章、功労概要、主要経歴、過去に受章した勲章、現住所についての情報を、当方から各府省及び都道府県の栄典担当部局、報道機関へ閣議決定後に提供します。

また、広報の一環として、氏名、年齢、性別、授与勲章、功労概要、主要経歴、過去に受章した勲章及びお住まいの市区町村名（政令指定都市は区）については、行政機関個人情報保護法に基づき、適切な管理の下、一般の閲覧に供するとともに内閣府ホームページに掲載いたします。

つきましては、上記について、御承知おきくださいますようお願いいたします。

なお、発表前後を問わず、ギフトカタログ等が送付されることがあります、これらの業者は栄典行政当局とは全く関係ありません。皆様におかれましては十分御注意いただきますようお願いいたします。

(参考) 名簿の現状

名簿の種類	記載情報	配布先
春秋叙勲受章者名簿	賞賜, 功労概要, 主要経歴, 前叙・前褒章, 氏名, ふりがな, 性別, 年齢, 本籍地, 現住所	報道機関, 各府省, 都道府県, 一般の人への閲覧
危険業務従事者叙勲受章者名簿	同 上	同 上
春秋外国人叙勲受章者名簿 (在外, 在日)	賞賜, 功労概要, 主要経歴, 前叙・前褒章, 氏名, ふりがな, 性別, 年齢, 国籍, 現住所 (市区町村まで)	同 上
春秋褒章受章者名簿	褒章の種別, 功績概要, 主要経歴, ふりがな, 氏名, 性別, 年齢, 本籍地, 現住所	同 上
文化勲章受章者名簿	主要経歴, 分野, 氏名, ふりがな, 号・芸名等	同 上
高齢者に対する叙勲発表名簿	賞賜, 前叙, 氏名, 年齢, 性別, 功労概要, 主要経歴, 現住所	同 上
上記 6 名簿のホームページへの掲載	賞賜, 前叙, 氏名, 年齢, 性別, 主要経歴, 功労概要, 現住所現住所については, 市区町村までに編集したもの	
(死亡)叙位叙勲発表名簿 (民間人のみ)	叙位, 叙勲, 前叙, 氏名, 死去年月日, 年齢, 主要経歴, 功労概要, 住所	報道機関 一般の人への閲覧
主な叙位・叙勲候補者 (死亡民間人)	位階, 勲等, 氏名, ふりがな, 年齢, 生年月日, 主要経歴, 住所, 死亡年月日	同 上
官報 春秋叙勲 危険業務従事者叙勲 文化勲章 春秋褒章 死亡叙勲 高齢者叙勲 紺綬褒章 遺族追賞	賞賜, 氏名 同 上 賞賜, 主要経歴, 氏名 褒章の種別, 氏名 賞賜, 主要経歴, 氏名 同 上 褒章の種別, 氏名 褒章の種別, 氏名, 遺族氏名	

第6 獲章、勲記等を紛失した場合の取扱い

勲章及び勲記又は褒章及び章記は、いずれも再交付することはできないが、勲記又は褒章の記については、これに代わるものとして、有勲証状（勲記）又は有章証状（章記）を交付している。交付を希望される方は、有勲証状等交付願により返信用切手を添付の上、直接、賞勲局宛て申請されたい。勲章又は褒章（綬、略綬を含む。）については、独立行政法人造幣局販売事業課に依頼して自費で調製することができるが、その際、賞勲局発行の勲章（褒章）調製通知書を添付して申し込むことになっているので、勲章調製等通知書交付願により、賞勲局宛て返信用切手を添付の上、申請されたい。また、塗箱及び綬、略綬のみ調製を希望される向きは、黒江屋又は彫刻・勲章サービスにそれぞれ直接依頼して自費で調製することができる。

なお、造幣局では、現在、記念章及び従軍記章については、都合により調製していない。

1 勲章、褒章（綬、略綬を含む。）

独立行政法人造幣局販売事業課（〒534-0043 大阪府大阪市北区天満1-1-79）
電話 06-6351-6913（直通）

2 塗箱

黒江屋（〒103-0027 東京都中央区日本橋1-2-6黒江屋国分ビル2階）
電話 03-3272-0948

3 綬、略綬のみを希望される場合は独立行政法人造幣局では扱っていないが、下記で購入することができる。

中杉（〒105-0003 東京都港区西新橋2-13-4）
電話 03-3501-3943

4 有勲証状、有章証状、勲章（褒章）調製通知書

内閣府賞勲局（〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1）
電話 03-5253-2111（代表）、03-3581-6536（直通）

(様式)

- 有勲証状等交付願
 勲章調製等通知書交付願

令和 年 月 日

内閣府賞勲局長 殿

下記の勲章、勲記等を紛失（破損）しましたので、勲章調製等通知書、有勲証状等を交付されたく申請します。

申請人	現住所	〒
	氏名	印
	電話番号	
	受章者との続柄	本人・配偶者・父母・祖父母・子・孫・その他（ ） ※○を付けてください

記

・受章者本人が	<input type="checkbox"/> 勲記を紛失した（有勲証状）	<input type="checkbox"/> 章記を紛失した（有章証状）		
・受章者の遺族が	<input type="checkbox"/> 勲記を紛失した（有勲証明書又は証明書）	<input type="checkbox"/> 章記を紛失した（有章証明書）		
・勲章を	<input type="checkbox"/> 紛失した（勲章調製通知書）	<input type="checkbox"/> 破損した（勲章修理通知書）		
・褒章を	<input type="checkbox"/> 紛失した（褒章調製通知書）	<input type="checkbox"/> 破損した（褒章修理通知書）		
受章者	ふりがな 氏名	※受章した後に、改姓、改名した場合は記入 (改氏名)		
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日生 ※受章者が亡くなった場合は死亡年月日を記入 (明・大・昭・平・令 年 月 日死亡)		
	本籍	※受章当時を記入		
	官職等	※受章当時を記入		
証明、調製等が必要な勲章、褒章名等	勲章、褒章等の名称			
	勲記、章記等の番号	第 号		
	受章年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日		
	受章事由			
紛失(破損)状況	紛失年月日 (破損年月日)	明・大・昭・平・令 年 月 日	紛失場所 (破損箇所)	
	(わかる範囲で具体的に)			

- 備考 1 該当する□に「レ」を付けてください。
2 申請できるのは、受章者本人又は原則として二親等以内の遺族の方です。
3 申請の際には、受章との続柄を証明できる書類（戸籍等）を添付してください。
4 「証明、調製等が必要な勲章、褒章名等」、「紛失（破損）状況」欄はわかる範囲で記述願います。
5 返信用切手（証状等140円、通知書82円）を添付してください。

第7 審査票の記載要領

区分 記入例	勲章審査票		叙位審査票	褒章審査票
	春秋・高齢者叙勲	死亡叙勲	位記	春秋褒章
審査票の種類	審査票 A又はB ※ Aは主として公務員用、Bは主として民間功労者用	審査票 C又はD ※ Cは主として公務員用、Dは主として民間功労者用 ※ 審査票の作成に当たっては、候補者の経歴等に合わせ、各様式のいづれを用いるのが適当かを判断し簡単にまとめること。	審査票 C又はD ※ 左同	審査票 E
年次	叙勲発令年次や春秋の別等を記入する。 (例)「令2秋」「令2年8月高齢者」			春秋叙勲に同じ。
死亡年月日		死亡年月日を記入し、〔 〕内には死亡原因を記入する。		
省庁等 コード 通し番号	「省庁等」欄及び「コード」欄には、省庁部局名及び省庁部局のコード番号(後掲参考「叙勲事務電算化のためのコード一覧(抜粋)」)を記入する。 「通し番号」欄には、各府省における通し番号を記入する(その都度、法務省大臣官房人事課栄典係から連絡する。)。	「省庁等」欄及び「コード」は、春秋叙勲に同じ。 「通し番号」は、法務省大臣官房人事課栄典係において、暦年における内議受付順の通し番号を記入する。	死亡叙勲に同じ。	春秋叙勲に同じ。
本籍 現住所 出生地 コード	「本籍」「現住所」「出生地」欄(死亡叙勲及び叙位は「現住所」欄、以下同旨)には、それぞれ本籍、現住所、出生地を都道府県名、市郡町村名、町丁名、番地まで略さず記入する(出生地について、判明している範囲で記入)。 本籍、現住所の記入に当たっては、市区町村名までを点線の左側に、それ以下を点線の右側に記入することとし、現住所には、郵便番号を記入すること。 本籍及び現住所の「コード」欄には、それぞれ「統計に用いる都道府県の区域を示す標準コード」(昭和45年4月1日行政管理庁告示第44号、最終改正による。)による都道府県及び市区町村コードを記入する。 ※ 市区町村の合併等により、市区町村名やコードが変更される点に留意すること。			
氏名 男女の別	「氏名」欄には、原則として、戸籍に記載されている字画で氏名を記入し、ふりがなを付ける。この字画により、勲記等を作成することとなるので、正確に記入すること。 「男女の別」欄には、該当する性別を記入する。			
旧氏名等	該当があれば、旧氏名、改氏名を行った年月日、改姓又は改名を記入し、春秋叙勲の場合はふりがなも付ける。(例) ○○ ○○(平成〇年〇月〇日改姓)			
ペンネーム・芸名	ペンネーム・芸名等のある者は、「ペンネーム・芸名」欄に芸名等を記入し、ふりがなを付ける。			
生年月日	戸籍に記載されている生年月日を記入し、()内に叙勲発令の期日(春は4月29日、秋は11月3日)現在の年齢を記入する。	戸籍に記載されている生年月日を記入し、()内に死亡日現在の年齢を記入する。	死亡叙勲に同じ。	春秋叙勲に同じ。
勲章、褒章	「勲章」「褒章」欄には、それぞれ既存の勲章又は褒章(紺綬を除く。)の種類と、その発令年月日及び事由を記入する。			

区分 記入例	勲章審査票		叙位審査票	褒章審査票																		
	春秋・高齢者叙勲	死亡叙勲	位記	春秋褒章																		
主要官歴(官職)	「主要経歴」欄には、最終官歴等の最も重要と思われる経歴を記載する。官歴者は上段に最終官職等、下段に官名、民歴者は上段のみ記載する。 (官歴例) 上段 [REDACTED] 下段 [REDACTED]	[REDACTED] (民歴例) 上段 [REDACTED], 上段 [REDACTED] 下段 [REDACTED]																				
	※ 春秋叙勲の審査票A又はBの本欄には、別途「コード」欄があるところ、コードについては、後掲参考の「経歴コード表(抜粋)」を参照。																					
功労名 功績名	「功労名」(叙勲・叙位)「功績名」(褒章)欄には、主たる功労名、功績名を記入する(功労名、功績名の記入に当たっては、過去の受章者名簿等を参照すること。)																					
最終学歴	最終の学校名(大学、高専等の場合は、学部、学科名を併記)及び卒業又は中退の年月を記入し、卒業・中退のいずれかを記入する。																					
表彰歴	審査上参考となる表彰名、表彰年月日及び事由を記入する。																					
官職名等 (審査票A, C)	<p>「官職名等」欄には、一般職、特別職を問わず、国又は地方公共団体の常勤の職及び国会又は地方議会の議員の職などの職を記入する(各種団体の役職及びその他の公職を記入しても差し支えない)。</p> <p>なお、公選職等にあっては、必ず生業を記載する。</p> <p>① 公選による公職は、各任期ごとにその職名を記入する。 ただし、同一の公選職に継続して再選された場合については、まとめて記入して差し支えない。</p> <p>② 認証官等の特別職を2つ以上歴任し、又は併任している場合には、それぞれの職ごとに記入する。</p> <p>③ その他の一般職等については、職務の内容(複雑性、困難性及び責任の度合)を異にする職ごとに記入する。職務の内容が同じ程度の職については、適宜まとめて差し支えない。</p> <p>ただし、最終の官職及びその直前の官職等については、それぞれ別個に記入する。</p>																					
職名等 (審査票B, D)	<p>「職名等」欄には、「官職名等」欄に記入した以外の生業となる職、各種団体の役職及びその他の公職(審議会委員等)を記入する(略称名等は使用しないこと)。</p> <p>各種団体等の役職を記入するに当たっては、次に掲げる略称を頭部に記入する。</p> <table> <tbody> <tr><td>(医)…(医療法人</td><td>医療法第39条に基づく法人)</td></tr> <tr><td>(学)…(学校法人</td><td>私立学校法第3条に基づく法人)</td></tr> <tr><td>(福)…(社会福祉法人</td><td>社会福祉事業法第22条に基づく法人)</td></tr> <tr><td>(社)…(社団法人</td><td>民法第34条に基づく法人)</td></tr> <tr><td>(一社)…(一般社団法人</td><td>一般社団法人等に関する法律に基づく法人)</td></tr> <tr><td>(財)…(財團法人</td><td>民法第34条に基づく法人)</td></tr> <tr><td>(特)…(特殊法人</td><td>国家的、公共的性格を持った事業を行わせるために特別の法律に基づいて設立された法人)</td></tr> <tr><td>(株)…株式会社</td><td>(有)…有限会社</td></tr> <tr><td>(資)…合資会社</td><td>(名)…合名会社</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) (医)、(福)、(特)については、受章者名簿には使用しない。</p>				(医)…(医療法人	医療法第39条に基づく法人)	(学)…(学校法人	私立学校法第3条に基づく法人)	(福)…(社会福祉法人	社会福祉事業法第22条に基づく法人)	(社)…(社団法人	民法第34条に基づく法人)	(一社)…(一般社団法人	一般社団法人等に関する法律に基づく法人)	(財)…(財團法人	民法第34条に基づく法人)	(特)…(特殊法人	国家的、公共的性格を持った事業を行わせるために特別の法律に基づいて設立された法人)	(株)…株式会社	(有)…有限会社	(資)…合資会社	(名)…合名会社
(医)…(医療法人	医療法第39条に基づく法人)																					
(学)…(学校法人	私立学校法第3条に基づく法人)																					
(福)…(社会福祉法人	社会福祉事業法第22条に基づく法人)																					
(社)…(社団法人	民法第34条に基づく法人)																					
(一社)…(一般社団法人	一般社団法人等に関する法律に基づく法人)																					
(財)…(財團法人	民法第34条に基づく法人)																					
(特)…(特殊法人	国家的、公共的性格を持った事業を行わせるために特別の法律に基づいて設立された法人)																					
(株)…株式会社	(有)…有限会社																					
(資)…合資会社	(名)…合名会社																					
在職期間	<p>「官職名等」欄又は「職名等」欄に記入した職の始期終期を記入する(現職の場合には「現在」と記入する。)</p> <table> <tbody> <tr> <td>現職者については、叙勲発令の期日をもつて在職期間の終期とみなす。</td> <td>現職者については、死亡日をもつて在職期間の終期とみなす。</td> <td>死亡叙勲に同じ。</td> <td>春秋叙勲に同じ。</td> </tr> </tbody> </table> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>在職年月数は、半月単位で計算した年月数を記入する。この場合、月の途中で就職又は離職した場合の計算は、その月の15日以前に就職した場合にはその月の1日、月の16日以降に就職</p>				現職者については、叙勲発令の期日をもつて在職期間の終期とみなす。	現職者については、死亡日をもつて在職期間の終期とみなす。	死亡叙勲に同じ。	春秋叙勲に同じ。														
現職者については、叙勲発令の期日をもつて在職期間の終期とみなす。	現職者については、死亡日をもつて在職期間の終期とみなす。	死亡叙勲に同じ。	春秋叙勲に同じ。																			

区分 記入例	勲章審査票		叙位審査票	褒章審査票
	春秋・高齢者叙勲	死亡叙勲	位 記	春秋褒章
	<p>した場合には、その月の16日に就職したものとみなし、月の15日以前に離職した場合には、その月の15日、月の16日以降に離職した場合には、その月の末日に離職したものとみなし、それぞれ半月単位で計算する。</p> <p>ただし、これらの職が連續している場合には、在職年月数が重複しないように、当該職を月の1日に就職したものとみなした場合の前職は前月の末日に、月の16日に就職したものとみなした場合の前職は月の15日に離職したものとみなし、当該職を月の15日に離職したものとみなした場合の後職は月の16日に、月の末日に離職したものとみなした場合の後職は翌月の1日に就職したものとみなす。</p> <p>※ 具体例は本文「13 年数の計算」を参照。</p>			
区分	<p>官歴者 : [REDACTED]</p> <p>民歴者：「官職名等」欄に記入した経歴のうち、最も重要と思われる経歴を選定し、該当する経歴の「区分」欄内に○印を記入する。</p>			
事績概要				事績概要を50字以内で記入する。
申立	「申立」欄に、協議に係る勲章、位階又は褒章の種別を記入する。			
会社規模など 団体規模など	「会社規模など」欄及び「団体規模など」欄には、候補者の経歴のうち、最も重要と思われる会社の規模、団体の規模等を記入する。調査時点は、候補者が役員として関与していた最終時点とし、そこまでさかのばられなければ、残っている資料で一番古い時点とする。			
備考	審査上、特に考慮する必要があると思われる事項がある場合には、当該事項を記入する。			

【参考】
経歴コード表（抜粋）

分 野	経歴コード
国の行政職等（特別職を含む）	[REDACTED]
検事、副検事	[REDACTED]
矯正職員、入国警備官	[REDACTED]
保護司、人権擁護委員、教諭師、篤志面接委員	[REDACTED]
司法書士、土地家屋調査士	[REDACTED]

叙勲事務電算化のためのコード一覧（抜粋）

府省部局名	コード
法務省 [REDACTED]	200

別表

区分	記入事項
国勢調査員	国勢調査従事回数
統計調査員	主な統計の種類、従事回数
行政相談委員	相談件数（全期間及び平均件数）
警察嘱託医	検案件数
調停委員	
参与員	
司法委員	
人権擁護委員	
保護司	
幼稚園長	園児数、教員数
小・中・高等学校長	生徒数、教員数
短大・大学学長等	学部数、総合・単科の別、生徒数、教員数
学校医	学校数、生徒数
画家、書家等	作品の命題
病院長	病床数（過去10年間の年別病床数、診療科目）
へき地診療医	へき地度数、へき地診療従事年数
土地改良区理事長	耕地面積、受益面積、受益戸数
特定郵便局業務推進連絡会	
特定郵便局業務推進連合会	
地方特定郵便局長会	
全国特定郵便局長会	
市・町・村長	在職当時の国政調査の人口数
消防団員	在職当時の団員数及び過去10年の年平均団員数
消防吏員	在職当時の吏員数、人口数
II類分野に該当する者（上記に区分されているものを除く。）	部下の数、技術の難易度（特に高度、単純業務）

【審查票A記入例】

要查塞動綱

【審査票B記入例】

叙 勳 審 查 票

(1/1)

【審査票C 共通事項記入例】

叙勲・叙位共通事項入力欄

水色部分を入力して下さい

記入項目	記入欄	(記入例)	備考
省庁名		○○省	
省庁コード		675	
番号		10234	
死亡日		平成14年12月22日	
死因		急性心不全	H14.12.22
受付日		平成14年12月22日	
閣議日		平成14年12月22日	
現住所 〒		162-0065	
住所(都道府県・市町村名) (町村 番地)		東京都○○町 ○○2-1-1	
地域コード		13303	
(ふりがな) 姓		しょうくん 賞勲	
(ふりがな) 名		たろう 太郎	
性別		男	
旧氏名等 改氏名年月日		△△ ○○ 昭和10年2月5日	
(ふりがな) ペンネーム・芸名		●● △△ ●● △△	
前叙(叙位) (時期) (位階)		昭和20年4月29日 正八位	
前叙(叙勲) (時期) (受章勲等)		平2秋 瑞四	
過去の褒章 (時期) (受章褒章種別)		昭58春 藍綬	
生年月日		昭和3年2月17日	S3.2.17
主要経歴 (官職)		○○省□□局△△課長 元○○事務官	
功労名		○○行政事務功労	
最終学歴 (学校名・学部名) (卒業(中退)年月)		○○大学経済学部 昭和37年3月卒業	
表彰歴 (年月) (表彰名)		昭和57年10月 ○○大臣表彰	

【審査票C 叙勲記入例】

水色部分は、共通
入力部分により入
力

【審査票C 叙位()記入例】

叙 位 審 査 票

(1/1)

省 府 等	法務省検察庁		コード	番 号	裁 可	令 年 月 日
死 亡 日	令和〇年〇月〇日		[急性心不全]		受付日	開 議
現 住 所	〒100-8902 東京都千代田区		永田町1番地		コード	
ふりがな 氏 名	○○ ○○	○○ ○○	旧 氏 名 等	ベンネーム・芸名	位 階	勲 章
	○○	○○	男	△△ ○○ (昭〇〇〇改姓)		
生年月日	昭和〇年〇月〇日		(〇〇歳)		最 終 学 歴	表 彰 歴
主 要 経 歴 (官職)					〇〇高等学校	法務大臣表彰
功 勞 名					昭和〇〇年3月卒業	平成〇〇年2月
発 合 年 月 日	官 職 名 等		高 等 官 位	階	必要年数	備 考
生 月 日	18 20 21 23 23 37 39 39 40 43 43 45 48 48 52 53 54 57	10 10 7 10 11 7 8 9 10 1 12 5 2 4 3 3 4 5 10				
叙 位						
決定						
係						
申 立						

叙位審査票 (A)

【審査票C 叙位 () 記入例】

叙 位 審 查 票

(1/1)

叙位審查票 (A)

【審査票D 共通事項記入例】

叙勲・叙位共通事項入力欄

水色部分を入力して下さい

記入項目	記入欄	(記入例)	備考
省庁名		○○省	
省庁コード		675	
番号		10234	
死亡日 死因		平成14年12月22日 急性心不全	H14.12.22
受付日		平成14年12月22日	H15.1.7
閣議日		平成14年12月22日	H15.1.17
現住所 〒		162-0065 東京都○○町 ○○2-1-1	
住所(都道府県・市町村名) (町村 番地)			
地域コード		13303	
(ふりがな) 姓		しょうくん 賞勲	
(ふりがな) 名		たろう 太郎	
性別		男	
旧氏名等 改姓年月日		△△ ○○ 昭和10年2月5日	S55.12.22
(ふりがな) ペンネーム・芸名		●● △△ ●● △△	
前叙(叙位) (時期) (位階)		昭和20年4月29日 正八位	
前叙(叙勲) (時期) (受章勲等)		平2秋 瑞四	
過去の褒章 (時期) (受章褒章種別)		昭58春 黄綬	
生年月日		昭和3年2月17日	S3.2.17
主要経歴		○○商工会議所会頭	
功労名		○○振興功労	
最終学歴 (学校名・学部名) (卒業(中退)年月)		○○大学経済学部 昭和37年3月卒業	
表彰歴 (年月) (表彰名)		昭和57年10月 法務大臣表彰	

【審査票D 叙勲記入例】

叙 勲 審 査 票

(1/1)

官 庁 等	○○省○○局	受付日	令 年 月 日		
死亡日	令和○年○月○日 「急性心不全」				
現住所	〒 100-8902 東京都千代田区 永田町1番地				
ふりがな	○○ ○○	性別 旧氏名等	ふりがな ペンネーム・芸名	勳 章	褒 章
氏 名	○○	男			
生年月日	大正○年○月○日 (○○歳)				
主 要 元 (株) ○○物産代表取締役社長		最終学歴	表 彰 歴		
経歴		○○大学法学部	○○大臣表彰		
功労名	○○振興功労	昭和23年4月卒	平○.11		
区分	職 名 等	在職期間	在職年数	備考	
	(株) ○○貿易関西社勤務	自 S23.3.31 至 S24.12.31	1 9 半	前叙なし	
	(株) ○○商事勤務	自 S25.1.1 至 S25.6.29	30 5 半		
	(株) ○○物産取締役 (昭34.2.16○○から社名変更)	自 S55.6.30 至 S58.6.29	3 1 0 0		
	(株) ○○物産代表取締役	自 S58.6.30 至 S63.6.29	5 1 0 0		
	(株) ○○物産代表取締役副社長	自 H2.6.29 至 H2.6.27	2 1 0 0		
○	(株) ○○物産代表取締役社長	自 H2.6.28 至 H2.6.26	6 1 0 半		
	(株) ○○物産代表取締役会長	自 H2.6.27 至 H2.6.27	4 1 0 0		
	(株) ○○物産相談役	自 H2.6.28 至 H3.3.31	2 1 9 1 0		
	(社) 日本○○会理事	自 H2.6.9 至 H4.6.3	2 1 0 0		
	(社) 日本○○会常任理事	自 H4.6.9 至 H5.5.26	4 1 0 0		
	(社) 日本○○会理事	自 H5.5.27 至 H2.5.30	4 1 0 0		
	(社) ○○団体連合会常任理事	自 H4.7.28 至 H5.5.25	3 1 0 1 0		
	(社) ○○団体連合会副会長	自 H5.5.26 至 H2.5.25	4 1 0 半		
	(社) ○○同友会幹事	自 H5.4.23 至 H1.4.22	6 1 0 半		
決定					
賞勲					
係					
申立					

		通常
0-		自が半月後、至が半月前
+0		自が半月後
0-		半が半月前
0-		至が半月前
0-		至が半月前
0-		至が半月前
+0		自が半月後
+0		自が半月後
0-		至が半月前
+0		自が半月後
0-		至が半月前

水色部分は、叙勲・叙位共通事

会社の規模など	会社名	現在年月	平成8年6月現在
	○○物産		
	資本金	万円	100,000 万円
	従業員	人	450 人
	販売額	万円	1,000,000 万円
	各社副幹事	後目	会社副幹事 1 2 1 2 1 10 11
	役員	後目	

団体の規模など	団体名	現在年月	平成8年6月現在
	活動団		
	新規会員数	人	
	会員数	人	
	役員	人	
	会員登録料	万円	
	年会費	万円	
	年子算	万円	

D

【審査票 E 記入例】

褒 章 審 査 票										
年次	令〇秋			〇〇省〇〇局			(1/1)			
本籍	東京都千代田区			永田町1番地			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 改姓のある場合は改姓年月も記入 </div>			
現住所	〒100-8902 東京都千代田区			永田町1番地						
ふりがな	〇〇〇〇	姓別	旧氏名等	ふりがな ペニーム・芸名	勲 章	褒 章				
氏名	〇〇	男	〇〇	♂						
生年月日	大正〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇歳)			出生地	東京都千代田区					
主 要 経歴	(株) 〇〇物産代表取締役社長			最 終 学 歴	表 彰 歴					
功 績	〇〇功績			〇〇大学法学院	法務大臣表彰 平〇〇					
区分	職 名 等	在 職 期 間	在職年数	備 考						
(株) 〇〇貿易関西支社勤務	自 S23.3.31 至 S24.12.31	1年半		月末なので通常						
(株) 〇〇商事勤務	自 S25.1.1 至 S25.6.29	5ヶ月		下の履歴が上位なので、至が半月前にする						
(株) 〇〇物産取締役 (昭34.2.16〇〇から社名変更)	自 S55.6.30 至 S55.6.29	1ヶ月								
(株) 〇〇物産代表取締役	自 S55.6.30 至 S63.6.28	8ヶ月								
(株) 〇〇物産代表取締役副社長	自 S63.6.29 至 H2.6.27	2ヶ月		社長歴を最大でとるので、通常						
(株) 〇〇物産代表取締役社長	自 H2.6.25 至 H8.6.26	6ヶ月		社長歴を最大でとったので、自を半月ずらす(半月の切目は除く)						
(株) 〇〇物産代表取締役会長	自 H8.6.27 至 H12.6.27	4ヶ月		上の履歴が下位なので、自を半月後に						
(株) 〇〇物産相談役	自 H12.6.28 至 現在	3ヶ月								
(社) 〇〇貿易会理事	自 H4.6.9 至 H4.6.8	1ヶ月								
(社) 〇〇貿易会常任理事	自 H4.6.9 至 H8.5.26	4ヶ月								
(社) 〇〇貿易会理事	自 H8.5.27 至 H12.5.30	4ヶ月								
(社) 〇〇団体連合会常任理事	自 H4.7.28 至 H8.5.25	3ヶ月								
(社) 〇〇団体連合会副会長	自 H8.5.26 至 H12.5.25	4ヶ月								
〇〇省〇〇審議会委員	自 H2.9.16 至 H8.9.15	6ヶ月								
事蹟概要										
多年、〇〇として〇〇事業に寄与したものである。										
決定										
賞勵										
係										
申立										

褒章発令日在「H16/4/29」のように入力(必須)

平成15年11月3日

性別 1男

年齢 77

日付に対する指定。通常は指定しない。半月の切目の場合はスライドさせない。

通常
+/- 自が半月後、至が半月前
0- 至が半月前
+0 自が半月後
0- 至が半月前

0- 至が半月前
0- 至が半月前
0- 至が半月前

+0 自が半月後
0- 至が半月前
0- 至が半月前

事務連絡
平成16年11月2日

法務省矯正局栄典事務担当補佐官 殿

法務省大臣官房人事課補佐官（栄典担当）

刑務官の危険業務従事者叙勲の基準について
標記については、平成16年11月3日発令分から、下記のとおり取り扱うこととなりましたので、事務処理上、遺漏のないよう留意願います。
なお、同年11月3日発令分までは、従前の擬叙基準が適用されることとなりますので、念のため申し添えます。

記



備考

1

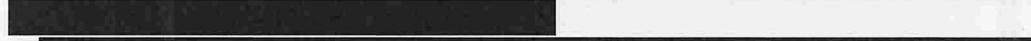


2 本表の適用範囲

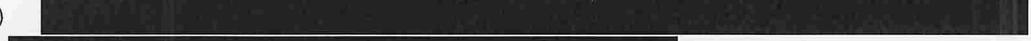
(1)



(2)



(3)



(4)



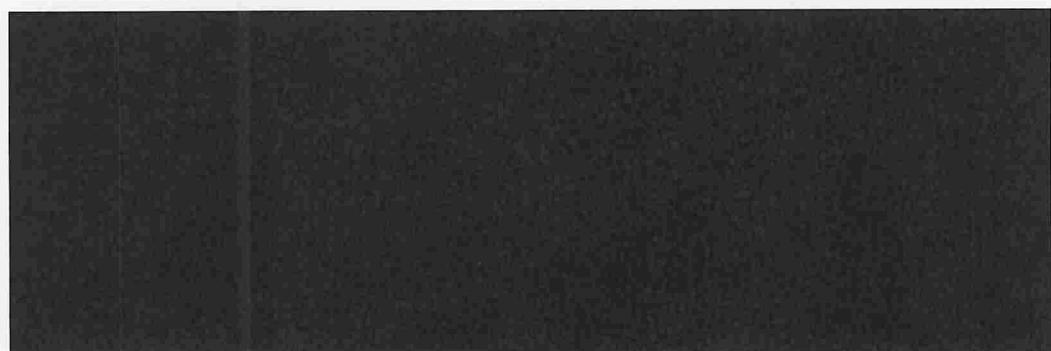
事務連絡
平成16年11月2日

法務省入国管理局栄典事務担当補佐官 殿

法務省大臣官房人事課補佐官（栄典担当）

入国警備官の危険業務従事者叙勲の基準について
標記については、平成16年11月3日発令分から、下記のとおり取り扱うこととなりましたので、事務処理上、遺漏のないよう留意願います。
なお、同年11月3日発令分までは、従前の擬叙基準が適用されることとなりますので、念のため申し添えます。

記

A large rectangular area of the document has been completely redacted with black ink.

備考

1

- (1) 

- (2) 

2 本表の適用範囲

- (1) 

- (2) 

- (3) 
- (4) 